

平成 29 年度

第 18 回総務経済常任委員会会議録  
第 9 回総務経済分科会会議録

平成 30 年 3 月 2 日

宍 粟 市 議 会

平成29年度第18回総務経済常任委員会会議録

日 時 平成30年3月2日（金曜日）

場 所 宍粟市役所503会議室

開 会 3月2日 午前9時07分

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議・審査事項

第79回宍粟市議会定例会付託案件審査及び所管事務調査

（企画総務部）

第1号議案 宍粟市人材確保・定住促進基金条例の制定について

第4号議案 宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

第5号議案 宍粟市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

第17号議案 旧慣による公有財産の使用権の廃止について

第18号議案 旧慣による公有財産の使用権の廃止について

第19号議案 宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について

第20号議案 辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について

宍粟市人口ビジョンと地域創生総合戦略に関する事項について

- ・宍粟市人口ビジョンと地域創生総合戦略について

その他報告事項

- ・第2次宍粟市総合計画まちづくり指標（平成28年度実施一覧表）について

- ・平成29年度行政評価結果一覧（概要）について

（まちづくり推進部）

第6号議案 宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

公共交通の利用促進に関する事項について

- ・公共交通について

地域おこし協力隊に関する事項について

- ・地域おこし協力隊について
- その他報告事項
- ・第13回穴粟市さつきマラソンについて
- ・穴粟市消防団について
- ・平成30年度穴粟市消防出初式について

(産業部)

- 第2号議案 穴粟市中小企業等振興基本条例の制定について
- 第16号議案 穴粟市分収育林基金条例の廃止について
- 第21号議案 農作物共済危険段階基準共済掛金率の設定について
- 第22号議案 園芸施設共済危険段階基準共済掛金率の設定について
- 第23号議案 平成30年度穴粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について

その他報告事項

- ・平成29年度企業説明会「JUMP UP SHISO2018」開催実績について

(建設部)

その他報告事項

- ・土砂災害特別警戒区域(レッド区域)の指定状況について
- ・かわまちづくり事業の進捗について

第79回穴粟市議会定例会付託案件討論及び採決

4. その他

- ・継続調査事項の協議
- ・その他
- ・次回委員会の開催について

5. 閉会

出席委員

委員長	飯田吉則	副委員長	田中一郎
委員	津田晃伸	委員	大久保陽一
〃	田中孝幸	〃	東豊俊
〃	西本諭		
議長	実友勉		

出席説明員

( 企画総務部 )

企画総務部長	坂根雅彦	企画総務部次長	平瀬忠信
企画総務部次長	上長正典	秘書広報課長	三木義彦
地域創生課長	山本信介	総務課長	安井洋子
財務課長	砂町隆之	財務課副課長	大田貴久

( まちづくり推進部 )

まちづくり推進部長	富田健次	まちづくり推進部次長	井上憲三
まちづくり推進部長兼市民協働課長	樽本勝弘	人権推進課長	大田敦子
消防防災課長	田路仁	市民協働課室長	石垣統久
市民協働課副課長	西嶋義美	人権推進課副課長	柴原宏二

( 産業部・農業委員会事務局 )

産業部長	名畑浩一	農業委員会事務局長	宮崎一也
産業部次長	中務久志	産業部次長兼地域産業課長	坂口知巳
農業振興課長	前川満	農地整備課長	祐谷佳孝
林業振興課長	中村仁志	商工観光課長	寺元久史
地域産業課副課長	寺西康雄		

( 建設部 )

建設部長	花井一郎	建設部次長	福岡清志
建設部次長兼地域建設課長	寺田美喜也	建設部次長兼都市整備課長	太中豊和
建設課長	井口靖規	土地対策課長	榎木隆
水道管理課長	福井功	上下水道課長	坂井高誉
土地対策課副課長	谷口浩二		

事務局

局長	岡崎悦也	係長	岸元秀高
----	------	----	------

(午前 9時07分 開会)

飯田委員長 委員会を開催します。

続きまして、総務経済常任委員会のほうに移らせていただきます。

1号議案から9号議案まで数多くございますので、慎重に進めたいと思います。よろしく願います。

それでは、第1号議案、宍粟市人材確保・定住促進基金条例の制定についてということで、論点整理表が出ておりますので、順次こちらのほうから質疑なりさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

まず、この基金の必要性についてということで、創政会のほうから願います。

田中委員。

田中孝幸委員 おはようございます。まず最初に、基金設置の必要性ということで、なぜこの時期に基金を設置する必要があるのか、また、条例制定の目的は何か、簡潔によろしく願います。

飯田委員長 山本課長。

山本地域創生課長 基金の目的と必要性でございますけれども、まず第1に、安定的な財源を確保するために基金を創設したいと考えております。それでは、なぜ安定的な財源を求めるかということにつきましては、人口減少抑制を図る各種取り組み、働く場の確保でありますとか移住・定住施策を、民間や若者の意見を反映しまして、その事業を適時に実行していくことを考えております。そのために財源を確保するというところでございます。

以上です。

飯田委員長 田中委員。

田中孝幸委員 また後でも質問が出ると思うんですけども、積み立てをしないとその施策ができないということなんでしょうか。スピーディーに事業を行いたいからということなんでしょうか。その辺よろしく願います。

飯田委員長 部長。

坂根企画総務部長 先ほど説明をしましたような目的を持ってやっておるんですが、今御質問の積み立てをしないといけないのかということでございます。この基金に積み立てをし、具体的な事業を実施するためには、当然補正予算、あるいは時期によっては当初予算、そういったことへの予算の計上が必要になってきます。よって、通常でありますと剰余金等を使って補正計上させていただくわけでございますから、ある意味それでも構わないという状況はございます。

しかしながら、今回条例を上げさせていただいたという意味は、通常できるんだけれども、こうして当初予算あるいは基金としてこのことを、定住とかそういった目的のためにあらかじめしっかりと予算を確保し、そのことを強力に進めていきますよというようなメッセージを含めて発していきたい、そういった狙いを持って今回の条例を上げさせていただいて、基金を設置をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。

飯田委員長 西本委員。

西本委員 今、目的については話していただいたんですけど、この制定によって今までの状況からどう変わっていきけるのかというところをちょっと具体的に説明してもらえますか。

飯田委員長 部長。

坂根企画総務部長 冒頭課長のほうから説明しましたように、民間の方々の御意見だったりとか若い人たちの意見、そういったものを聞く機会を設けていくということを考えているところでございます。

当然そういう部分、今具体的に我々が考える若者定住施策でありますとか、そういったものの具体策を少し違う観点から提案をいただき、そのことを精査をしながら委員会とも協議をさせていただいて、新しい補正予算という形で計上していくということでございますので、具体的にという部分におっしゃられますと、事業としてはまだこの段階でお示しすることはできませんけれども、行政の視点だけではなく、そういった方々の意見を踏まえていく中で今この案に何が必要なのかという事業を見つけていきたいと、そんなふうに考えております。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 私もちょうど関連しますので、これ当然、定住施策というのは市としても一番大事なことだと思うんですけども、基本的には一般財源でそういう施策を打ちながら、基金はそれ以外のことには一切使わないという考えですね。

飯田委員長 山本課長。

山本地域創生課長 津田議員のおっしゃるとおり、目的以外には使用いたしません。

飯田委員長 田中委員。

田中孝幸委員 続けてなんですけども、先日本聞きしました、当初としては1,000万ということでお聞きしてるんですけども、最終的というんですか、今後、平成31年度以降どういうふうな積み立てになるのか、どれほどまで積み立てられるのか、そのところをもしわかればよろしく願います。

飯田委員長 山本課長。

山本地域創生課長 積み立ての額ですけれども、毎年1,000万円を予定しております。それで、目標額につきましては、現時点では幾らというところ、限定的なところはちょっとお示しできないんですけれども、3,000万円から5,000万円を想定しております。それは新年度に入りましてこの事業を進めていく中で適切な金額のところを決定していきたいと考えております。

飯田委員長 上長次長。

上長総務企画部次長 ちょっと補足にはなるんですけども、これは毎年1,000万、基準としては持っているんですけども、例えば若者の人たちの声であるとか、例えばその財源では足りないよということがあれば、幾らか年によって変動する可能性はあるということにつけ足しさせていただきます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 今、次長のほうから毎年1,000万というようなことがあったんですけども、まず、先ほどの設置理由の中にありましたような、この前の新聞報道の中で市内の有識者らによる協議で出た意見という部分があったんですけども、その有識者という部分の意見聴取はどういう形で行われた。

田中一郎副委員長 上長次長。

上長総務企画部次長 その件に関しましては、資料の2ページを見ていただいたらわかると思うんですけども、イメージ図をつけさせてもらってます。その中で、経済・産業界、それから学識経験、報道関係、基本的には地域創生の本部会議が母体にはなるかと思っております。それ以外に下の宍粟市版の若者会議というような形の分で、若い人たちの声を吸い上げる一つのグループをつくと。それで、それを有識者の人にも相談をかけながら、また外部の民間の人のそういう事例だったりとかを参考にしながら、また議会の意見も聞きながら、学生であったりとか、あと専門学校の生徒にアプローチをしていきたいという考えでおります。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 ちょっと今論点がずれとったんで、申しわけない。最初にこの基金をつくるきっかけとなったのが有識者の声という新聞報道やったと思うんで、恐らく。その声をどこで聞かれたのかなという。何かの協議会とか会議があったのかなというところでお聞きしてます。

田中一郎副委員長 上長次長。

上長総務企画部次長 ちょっと報道のほうでは、特にそういうメッセージではなく

て、宍粟市の職員であったりとか若い人たちの声を聞きながらこういうアプローチが要るんじゃないかなという形の分です。特には有識者から出たという話ではないです。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、報道のほうがちょっとずれたんやね。内容が。恐らく報道では有識者の声を聞いてという形になっと思ったと思うんで、僕としてはどういう会議があったのかなというふうに聞いた。要はそういういろんな人の声を聞いた上でこういう形を出そうということになったということなんやね。

田中一郎副委員長 坂根部長。

坂根企画総務部長 少し報道、僕もちょっと手元にないんですが、今、上長次長のほうが説明をした、事業の実施に当たっては有識者の方々に意見を聞いて、事業の具体を提案をしていくというふうに説明をしておりますので、多分新聞報道のほうも、この基金を設置するのに有識者の会から提案があったということではなしに、基金創設後に意見を聞くということでの報道だったというふうに記憶をしておりますので、多分ちょっと勘違いされているのかなというふうには思います。

もう1点、基金の造成については毎年ということですが、できるだけ早くというふうにも考えておりますので、平成30年度の補正予算、剰余金が確定した段階では幾分か積み増しということも念頭にこの基金を運営していきたいというふうに今は考えておるところでございます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 今、剰余金とかいうことで積み立ての原資のほうにお話があったんですけども、特に財源はその辺に求めるのか。また、寄附金という項もあったと思うんですけども、その寄附金は誰からの寄附金を想定しておられるのか。また、その寄附金について、まあ言うたらふるさと納税的な、何か寄附者に対して特典を与えとか、そういうような考え方はあるんでしょうか。

田中一郎副委員長 山本課長。

山本地域創生課長 寄附金についてですけども、例えば企業等からの寄附金を想定しております。これにつきましては、現段階では優遇措置のほうも考えておるんですけども、事前に内閣府と協議させていただいた結果、宍粟市でこの条例が可決してから地域再生計画をつくりまして、それが事業認定されるかというところまで進めていく手はずとしております。当然、認められましたら、寄附活用事業ということで税額控除が受けられるということになります。現段階では事業が認定される、



されないというところは私どもも少しわからない部分がございます。

以上です。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 最終的には事業認定を受けた上でのことになるということで理解しました。

それと一つ、2ページの図があるんですけども、この中に、大きな枠の中の宍粟市版若者会議という丸があります。これにつきましては何度も私のほうからも、いろんな人からも市長に対しましてそういう若者会議的なものをというお話をずっとしてきておると思うんです。そんな中でここが出てきます。

それと、先般千種高校での高校生との懇談会ですか、それ上長次長のほうから説明があったと思うんですけども、新城市の若者会議の映像を見ながらちょっと話をしたというようなことでありました。そういう意味で、こういった形のものを宍粟市版若者会議というのは想定されておるのでしょうか。

田中一郎副委員長 上長次長。

上長総務企画部次長 若者会議につきましては、まだ、例えば4月早々につくるとかいうよりも、やっぱり若い人たちにいろんな、例えばまちづくりの成功事例であったりとか、それから、そういういろいろされているリーダーである方のセミナーであるとか、そういうのをある程度勉強していただいて、それで宍粟市の中で何かやりたいと思うような人を募った形でやっていきたいと思っておりますので、若者会議という、正式にできるのはもう少し後になるのかなと思っておりますけども、今、平成30年度ではいろんな人を集めたり、高校生であったりとかにアプローチしていきたいと思っております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 その分は時期的に早いほうがいいとは思っておりますけれども、時間をかけてちゃんとしたものをという部分で、その会議というんか、集まり自体がどういう形のものになるのか。言えば、新城市であれば条例制定での若者会議というものになっております。そういう形を目指すのか、市長の諮問機関としての若い人の集まりを目指すのか、その辺のところはどうなんでしょう。

田中一郎副委員長 上長次長。

上長総務企画部次長 申しわけありません、今のところそこまでの、かたいといいますが、までのビジョンはないんですけども、いろんな人の声をとりあえずは聞きたいというところで、その人たちが、若い人たちが例えば都市部に出た友達である

とかにどうアプローチしたりとかメッセージを送れるのか、また、もしこっちに帰ってきて宍粟市でこんなことがしたいというようなことを都市部の仲間に伝えられるような形をつくりたいとは思っております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 今おっしゃるように、都市部へ出た若い仲間ですね、できればそういう人たちにも入ってもらえるようなものがつくれば最高やないかなと思うんですけども、今、まだそこまでということをおっしゃったんですけども、ある程度何かを目指してやっていただかないと、基金はつくる、積み立てていく、最終的な目的がいろんなところあるんでしょうけども、これはこうやるんだという、ある一定の、もう少しかたい意思を持ってやっていただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

田中一郎副委員長 上長次長。

上長総務企画部次長 当然そのような形の分で思っております。ただ、どうしても若い人の、どういう人材がいるのかとかいうところが今の段階ではわからないので、その若い人たちと語る中でその人たちの思いを形としてあらわしたいと思しますので、でき次第また委員会のほうで報告させていただきます。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 私もこれ一般質問等でさせてもらってたんで、できたら行政としてどこかの的を絞ってもらって、例えば高校生だったら高校生、商工会の青年部だったら青年部という形で、ちょっとそういったところでの的を絞ってもらって、できたら本当に最近の方向性という部分、今年はこの子たちに予算を預けて何かを取り組ませてやりたいんだというような、何かこう、先ほど飯田議員も言われてましたけども、せっかくこうやって基金を募ってやっていくわけですから、ある程度やっぱりどこかの的を絞ってもらって、この基金が何かうやむやに、形にしっかり残っていくような、何か若い子たちが、高校生の子たちが何か宍粟市で何かものを、夢をかなえられるような、そういう基金にぜひ使っていただきたいなと思しますので、できたらこの先のことも踏まえて、4月、5月ぐらいではもうきちんと方向性を、今年度はこういうことに使いたいんだという的を絞れるような運用の仕方をぜひ考えていただきたいなと思します。

飯田委員長 坂根部長。

坂根企画総務部長 ありがとうございます。4月、5月に用途が明確になるのかというのは少しちょっと微妙な部分があって難しいのかなというふうに思いますが

も、今、冒頭おっしゃっていただいた、ターゲットを絞って意見を聞いたかどうかというお話、私もそのように思いますので、できる限りぼやけないような形を我々念頭に置いて計画を進めていくべきだろうと思いますので、その方向で精査をしたいと思います。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 先ほどちょっと上長次長の説明の中で、前に聞いておけばよかったんですけども、この大きな枠の外に、大学生、専門学校生というところに矢印が行ってますよね。このことは先ほど言われた、域外に出られた若い人たちにアプローチするという意味での形なんですか。やっぱりその声を聞いたり。先ほど私が言ったのは、矢印の向こうだけやなしにこっち向きにも入れてもらいたいなと思うんで、その辺の考えをお願いしたいなと思います。いかがですか。

田中一郎副委員長 上長次長。

上長総務企画部次長 当然そうだと思っておりますので、やっぱり若い人、都市部へ出た人が、田舎であったらこんなことがしたいとか、田舎にはないメリットやったりとかデメリットやったりとかいう形の分で、やっぱりそれを参考に宍粟市としても考えていく必要があるのかと思いますので、矢印のまた図のほうは訂正させていただきます。

飯田委員長 ほかに。これについて。

田中委員。

田中一郎副委員長 別にあれやないんですけど、今聞いておりましたら、2ページの図のところではやはりこれから大切になってくるのは4番にあるような従来にない自由な発想を実現できる仕組み、それから、若者が宍粟市で何がしたいのか、何ができるのかというような部分がここに提示されておるんですけど、この辺がこの基金の有効活用として一番表にも出る、それと、これから計画として実施するに当たって早く実施できる状態の部分ではないかなと思いますので、ぜひともこの辺の従来にない自由な発想、それは若者というのがイコールになるとと思いますので、ぜひともここに掲げてあります若者を中心としたまちづくりというようなところをこの基金では大いに進めていっていただきたいと感じたところです。

飯田委員長 坂根部長。

坂根企画総務部長 ありがとうございます。特に我々がこれまでやってきた案という部分は、どうしてもかた苦しい、あるいはタブー視されたことがございました。これはだめだよと、行政の公平性を考えるとなかなか難しいねというような視点も

中には入っていた部分はあったのかなということもございます。ある意味そういうところを払拭していくということも今回の基金で実現できればなど、そんなふうにも考えておるところでございます。

ですから、だめですよ、だめですということではなしに、どうしたらこれが実現できるんだろうという視点を持って我々は取り組んでいかないといけないと思っておりますので、そのあたり努力をしていきたいと思えます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 今、意気込みというんですか、思いを言っていただきましたけれども、先ほどもおっしゃったように、4月、5月という形ではなかなか形、どうするのかという部分が出てこないということだったと思うんですけれども、具体的な部分を、いつごろまでにしようというある程度の時期を決めてやってもらわないと、どうしてもいろんな施策、いいことがあるんですけども、ずるずるといくと結局年内に形ができないというようなこと、形ができたころには年度末を迎えるというようなことも結構ありますので、もうちょっと目標を定めていただきたいと思うんですけど、いかがでしょう、部長。

飯田委員長 坂根部長。

坂根企画総務部長 具体的にどの時期を目標に、あるいは私も部内では目標を掲げて、いつまでにする、ここまでに到達するんやというようなことを持たないと、今委員長おっしゃったようなことになるということ常々言っておるんですが、今の段階で、じゃあ6月までとかということについては非常に、ここで明言できる状況にはございません。

ただ、この議会が終わって、3月中にはどういう形で運営していくのかという部分については部内でも十分議論して、一定の形を整えるようにしていかないといけないというふうに思っておりますので、また4月以降の委員会の中でこんな形で進めたいということ御報告させていただきたいということで、今日のところは勘弁をいただきたいなと思えます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 こういうことに関しましては我々としても十分協力させていただきたいと思っておりますので、早急にそういうところをまとめていただきまして、提示していただきたいというふうに。よろしく願います。

それでは、よろしいですか。ほかにありませんか。この部分で、1号議案の中で。西本委員。

西本委員 それこそ今出ました自由な発想でそういうものを取り入れていくということになったときに、運用規定をある程度方向性をきちっとしとかなないとだめなんで、それは資料提出になっておる、まだそういう要綱ではできてないということで、何もね。そういうことを加味して、しっかり自由な発想でも何とか支援できるような体制をつくるような、そしてまたきっちりとした運用規定とかそういうものをしていただきたいということです。

以上です。

飯田委員長 坂根部長。

坂根企画総務部長 今、先ほど3月中にという話をしました。できるだけ3月、4月の、4月の委員会に間に合うように、今おっしゃっていただいたことも含めて御報告できるようにさせていただきたいと思います。

飯田委員長 よろしいですか。ほかに。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、1号議案はこれで終わらせていただきます。

それでは、2番目ですね。4号議案の宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてのところに入らせていただきます。4号議案について当局のほうから何か追加説明ございましたら。よろしいですか。

安井課長。

安井総務課長 失礼します。論点整理表で御指摘いただいた分につきましては後ほど説明をさせていただくということになるかと思うんですが、資料の説明だけさせていただきたいと思います。

論点整理表を頂戴する前に事前資料としまして、平成28年度の訪問看護ステーションの実績ということで、今回特殊勤務手当の該当になっております自宅でのみとり、緊急訪問の回数等上げさせていただいております。資料の3ページになります。

あと、4ページに近隣市町の状況ということで、この特殊勤務手当の創設を考え始めました昨年の8月の時点で関係市町に問い合わせた資料のほうを4ページのほうにつけさせていただいております。

論点整理のほうで御指摘をいただきました資料につきましては、本日追加資料ということでお手元のほうに配らせていただいております1ページに平成29年度の実績を掲載させていただきまして、平成28年度と比較した形にしております。また、総合病院で支給している特殊勤務手当の内容につきましては、同じく1ページの上段に記載をさせていただいております。

以上です。

飯田委員長 ありがとうございます。

それでは、委員からの質問に入らせていただきます。これにつきましては、

田中委員。

田中一郎副委員長 この訪問看護ステーションの従事者における特別手当の引き上げというのは何回も委員会のほうでもう既に議論されてきておるところなんですけども、改めて新設する、当然これは必要なことと考えた上で皆さんに理解していただくことが手当を引き上げた意味があると思いますので、改めて、まず必要性といえますか、いろんな部分で過去には特殊勤務手当等が廃止されたり引き下げになったというような過去があったりして、なぜここで訪問看護ステーションの看護師だけ特殊勤務手当を追加するんやというような疑問も市民の方にあるかと思いますが、その辺、なぜしたか、必要性と、新設する意図いうたらおかしいですけども、大切であれば大切であるほど市民の方に理解をいただけるような説明が必要かと思えますので、その辺も含めてお願いしたいと思えます。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 ただいま御指摘いただきましたように、特殊勤務手当につきましては、これまで行財政改革の中で地方公務員の給与について適正化を進めてきた経緯がありまして、その中で多くの特殊勤務手当についても廃止や見直しを行ってきております。特殊勤務手当につきましては、著しく危険、不快、困難等特殊な勤務に従事する職員に支給する手当という定義がございまして、そもそも地方公務員の給与の中に公務に従事している、従事に対する手当等も含まれた給与になっているというような考え方もございまして、見直しを図ってきているところです。

ただ、今回の訪問看護ステーション職員に対する特殊勤務手当につきましては、既に総合病院のほうでは同じ業務に従事している職員に支給している手当でありまして、また、通常でしたら民間の訪問看護ステーション等でも担っていただきたい業務ではあるんですが、なかなか民間のほうでも整備が進まないということで、市が訪問看護ステーションを立ち上げて担っているところです。

ですから、総合病院のほうに既に職員に支給している手当につきましては、同様の業務を行う訪問看護ステーションの看護師にも支給をしたいということで、今回新設ではなくて範囲を広げるという形で提案をさせていただいた次第です。よろしくお願ひします。

飯田委員長 田中委員。

田中一郎副委員長 もう1点、近隣のとか実績ということをお伺いしたいなと思っておったんですけど、資料が出てますので、それに関しては見たらわかりますので、また数字的なことはおいおい御質問させてもらうところで、一つだけ今聞きたいんですけど、4ページの赤穂市、たつの市の訪問看護で、遺体処置のところで、洲本市もですね。これまでに該当なしということは、訪問看護ステーションの看護師が遺体処置をしなかったということですよ。それで、その下に病院に搬送して病院が処置と書いてあるんですけど、文書からはどんな、運んでしてはったんやいうことはわかるんですけど、この辺ちょっと何か説明があるんであれば、これは全て在宅で亡くなられた人は訪問看護ステーションの看護師が遺体処置を、必要な人であっても病院に搬送して病院の看護師が手当てをするという意味のことなんですかね。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 こちら赤穂ですとかたつの訪問看護ステーションのほうに確認をした時点では、名称の欄に病院併設という形で書いておりますところにつきましては、宍粟市のように市独自で立ち上げているのではなくて、公立の病院に併設をされている施設ということになっております。そういったところにつきましては、先ほどおっしゃったように訪問看護ステーションの職員が直接御自宅のほうで遺体処置をするのではなくて、病院のほうに搬送しているというふうに伺っております。

以上です。

飯田委員長 田中委員。

田中一郎副委員長 わかりました。それで、昨日も総合病院の中で病院独自の訪問看護ステーションも必要ではないかという意見も出ておりました。だから、今の赤穂市とかたつの市がされているように、病院に併設もしくは病院がやっている訪問看護ステーションなんかも、今話聞きますと、必要になってくる部分もあるのではないかと思ったりもしますので、その辺の検討もよろしくお願いします。よくわかりました。

飯田委員長 次に、西本委員。

西本委員 論点整理表、大体資料にもあたりしてわかるんですけど、一つは、深夜の緊急呼び出しがある場合があるんですよ。その場合、いわゆる10時から5時ですか、書いてますけども、例えば連絡して、それが深夜か深夜でないかに関係なく、移動時間がありますよね。例えばそのときにちょっと事故をしたとかいうときの補償とか、そういうのはどういうことになっておるんですか。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 移動期間中であっても公務とみなしますので、その間の災害については全て公務災害の適用になります。

飯田委員長 西本委員。

西本委員 それは深夜以前に例えば呼び出しかけて深夜に到着したとか、10時に到着したとかいう場合でも、それは大丈夫なんですね。災害のあれ対応。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 災害に関してはどの時間帯でも大丈夫です。

飯田委員長 よろしいですか。

西本委員。

西本委員 ちょっと全然話が変わるかもしれないんですけど、遺体処理というのは、何かそういう資格は要るんですか。ちょっと僕が知らないから聞くんですけど。済みません。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 済みません、私もそこまで詳しいことはわからないんですが、看護師であれば大丈夫だと伺っております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 今までの委員会審査の中でもお伺いしたと思うんですけど、これ臨時職員という部分、非常勤職員がもしここにかかわった場合の手当に対してはどういうふうに考えておるかということをお伺いしたと思うんですよ。その中で、近隣の状況も確認しながら対応を考えたいということやったんですけども、僕、近隣はどういうことになっとるかということをお聞きしたと思うんですけども、ちょっとその辺の資料が出てないのと、どういうふうにお考えか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

田中一郎副委員長 安井課長。

安井総務課長 現在宍粟市においては臨時職員さんは時間給の職員さんが4人程度お世話になっております。フルタイムの方はいらっしゃらないということで、できるだけそういった処置については正規職員で対応をしているところです。これまでに臨時職員さんに緊急呼び出しですとか自宅でのみとり等をお願いしたことはないんですが、これからどのような状況が発生するかわかりませんので、臨時職員さんのほうが対応していただいた場合には、当然同様の手当を支給したいと考えております。

特殊勤務手当につきましては、今回の自宅でのみとりですとか緊急訪問の関係に



についてはまだ近隣の市町の状況については確認ができておりませんが、特殊勤務手当の支給につきましては、姫路市等でも非常勤職員さんに対しても支給できるような例規の整備がされておりますので、そのあたり姫路市さんの分を参考にしながら、現在規則の見直しを、改正の準備をしているところです。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 今回この提案が通りますと、4月1日からということになりますので、もう時間的にも待たないということなんで、なるべく速やかに改正ができるようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

津田委員。

津田委員 これ遺体処置の手当が、総合病院のほうと訪問看護のほうだったら、総合病院が1回1,000円で訪問看護が2,000円というのは、これ何か、差があるのは何か理由があるんですか。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 金額については、健康福祉部の保健福祉課のほうからもいろいろ相談をしながら進めてきたんですが、総合病院につきましては、きちっと入院をされている患者さんということで、御遺体の状態が御自宅で介護されている方よりもいいということと、病院についてはきちんと設備が整っている中での処置であるということを考えて、訪問看護ステーションの職員につきましては、御自宅に伺って、特に何も設備がない状態であるということ、また、あと御遺体の状況につきましても、御自宅で介護されている状況によっては褥瘡があったり傷みが激しい場合もございますので、できるだけ充実させたいということで、2,000円にさせていただいた次第です。

飯田委員長 ほかに。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、この議案についての審査は終わらせていただきます。

続きまして、5号議案に入ります。宍粟市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてということで、これにつきまして何か。

砂町課長。

砂町財務課長 私のほうから今回の条例改正の概要についてもう一度ちょっと簡単に説明をさせていただきたいと思います。

本日資料もお配りしておりますけども、資料の5ページの5号議案資料の枠囲みの中、地方自治法におきまして、地方公共団体の財産を適正な価格なくして譲渡す

る場合につきましては、地方自治法の96条及び237条で条例または議会の議決が必要であると規定されておるところでございます。

今回の条例改正につきましては大きく二つのポイントがございます。1点は、今後定住目的で低額で譲渡等する場合、または貸し付ける場合、これらについて条例に盛り込むことによって、議会の議決を不要としようとするものです。もう1点につきましては、行政財産を低額で貸し付ける場合、これは貸し付けの場合に限りますけれども、公用等で貸し付ける場合について議会の議決を不要とする、この大きく2点でございます。

まず、1点目の定住目的の関係ですけれども、その四角の下、現在のまず状況ですけれども、現在、財産を適正な価格をなくして処分する場合、具体例で申しますと、今までですと自治会等へ、既に自治会等が公用等で使用されておるような建物であるとか土地であるとか、こういったものを譲渡または払い下げしようとした場合には、市の財産評価委員会で処分価格の決定をいたしまして、売却先の仮決定をします。議会へ上程をさせていただきまして、議会の議決を得て契約をすると、こういう流れになっております。

先ほどの1番目の定住目的の関係で、6ページですけれども、基本的には市の財産につきましては行政改革の観点から未利用財産については積極的に処分をしていくという方針を持っておる中ですけれども、地域創生の観点から、人口減少対策として、若者の定住を促進するという意味から、若者定住のために市の財産を処分する場合に、今後政策的に誘導する必要があるということから、低額な価格での処分を検討する中で、その下の四角、議会の議決時期による課題というところで、まず1点目です。基本的には公募によって募集をして、相手方、売却先を決めようということを考えておるんですけれども、まず としまして、事前に議会の議決を得ようとした場合、まず財産評価委員会で価格の決定をしまして、議会へ上程をします。議会の議決を得てから公募をして売却先の決定に、こういう流れで進めようとした場合に、(2)番、議会への上程をする段階では売却先が未確定であると。売却する日も未確定でございます。こういったことから、通常売却する所在であるとか面積であるとか価格であるとか、当然相手方、契約日、こういったことを議決していただくわけですけれども、議決要件として十分ではないという課題がございます。

逆に、売却先を決定してから議会の議決を得ようとした場合、この流れとしましては、財産評価委員会で価格を決定して、まず公募をします。売却先を仮決定をして議会へ上程して、議会の議決を得ようとする。この場合も、(2)公募する段階で

議会の議決前に低額で売却をするという事実を広く周知を、公表してしまうという事は、地方自治法の観点から言うと適当ではないであろうと。こういった二つの矛盾点がございます。

この矛盾点につきましては、法の専門家である第一法規であったり兵庫県のほうとも確認する上で、やはりこういった矛盾点はあるということですので、市としましては、やはり今後政策誘導で若い人に市有財産を使わない土地についてはできるだけ安く売ることによってそこへ定住してもらいたいということを進めようとする、条例で盛り込むしか方法はないのかなということ、今回提案に至った次第でございます。

もう1点の行政財産を公用で貸し付ける場合の規定を今回盛り込もうとしておる部分につきましては、5ページを戻っていただきまして、現在行政財産につきましては、地方自治法の238条の4第7項で目的外使用、本来行政財産で使うんですけども、その一部の使用を許可するということができる。これは従来からできておるわけですけども、この行政処分による許可による貸し付けておるものにつきましては、現在適正な価格で貸し付けておるものは、電柱であったりN T T柱、また減免適用で減免して使用の許可をしておるものにつきましては、例えば防災センターに入っておる社会福祉協議会であったり、北庁舎に入っておるシルバー人材センター、医師会の事務局、こういったところについては許可によって減免をしておるということになります。

一方、平成18年の地方自治法の改正で、行政財産であっても使わないスペース、あいているスペースについては貸し付けることができるということになっております。この貸し付けについては、既に自治法の第238条の4第2項第4号の規定による貸し付けについては、例えば市役所等に設置しております自動販売機、これらについては貸し付けということで契約を結びまして貸し付けておるんですけども、この目的外使用と貸し付け、どう違うかといいますと、目的外使用はあくまでも行政の処分です。市が一方的にこういった条件で使用の許可をするという行政処分ですので、市が一方的に取り消すことも可能ですし、その場合補償等も相手側は求めることはできないといった、一方的な行政処分にすぎないと。また、電柱とか電話柱を除き原則1年であります。1年ごとに許可の更新をしておるという状態でございます。

しかしながら、実質的には社会福祉協議会、シルバー人材センター、医師会の事務局とは毎年更新でここ数年、何年も使用の許可をしておるという実態があるわけ

で、こういったことについて条例に明記することによって、議会の議決なしに今後は契約行為としてそういった社会福祉協議会やシルバー人材センター、医師会等についても長期的に賃貸契約という形で相手に使用の貸し付けをできるようにしたいということで今回提案をしておるものでございます。

以上でございます。

飯田委員長 説明が終わりました。

第5号議案につきまして、論点整理表出ております。制定目的の部分からに。

西本委員。

西本委員 今説明していただいたんでわかるんですけど、例えば売却した後のことは全然関与しない、関与できないということ。

飯田委員長 砂町課長。

砂町財務課長 これにつきましては、追加資料としまして、現在の案という形ですけども、追加資料の2ページを見ていただきまして、基本的には低額で譲渡する場合には一定の条件をつけたいと思っております。3年以内に居住用の住宅を建設すると。これらについては買い戻し特約をつけるなり、また転売の禁止を契約の中でつけるなり、こういった一定の条件をもって売却をしたいということは考えておりますけども、例えば建てて、住まれてから数年後にそれを今度売却をされることになると、そこまではなかなか関与ができない。転売禁止の年数を超えた後のことについては関与はできないというリスクはあるんですけども、これについては一定市の財産を低額に売ることによってまず定住をしていただく、家を建てて住んでいただくということを目的にしようとしておりますので、一定家を建てて住んでいただくまでについては条件をつけて契約をしたいということを考えております。

飯田委員長 田中委員。

田中孝幸委員 続きましてですけども、対象者につきましては、追加資料で書いてあるとおりだとは思いますが、市内及び市外の個人ということが記載されておりますけども、再度確認なんですけども、法人とか団体等は対象外ということで考えたらよろしいですか。

飯田委員長 砂町課長。

砂町財務課長 現在のところは個人を対象に売却をするという考えでおります。

飯田委員長 田中委員。

田中孝幸委員 それと、具体的な事例としてどのような場合が対象になるかということで、それも追加資料で、譲渡が想定される財産として山崎町段とか東市場

とか生栖とかというふうなことが書いてあるんですけども、住宅地としての分譲ということだとは思うんですけども、それ以外は今のところ想定はありませんか。

飯田委員長 砂町課長。

砂町財務課長 これ以外にも普通財産はあるんですけども、これらについては個々に調査をする中で、販売できるもの、できないもの、当然市として活用する予定のあるなし、また関係の団体があるかないか、そういったことを調査しながら、できるだけ未利用財産については、今後住宅地として譲渡可能なものについては販売をしていきたいということを考えております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 今、田中委員から質問があった中なんですけども、ちょっと1点、千種のそういう定住促進のための宝谷団地ですか、というのはかなり残って、残っておるとこの言い方が正確かどうかわからんですけども、あると思うんですけども、この辺はここに上がっていない理由はということなんでしょう。

田中一郎副委員長 砂町課長。

砂町財務課長 宝谷住宅については既にこれまで適正な価格で販売をして、既に購入されておる方がございます。また、その方との公平の観点から、一定の調整も必要になるかと思いますので、そういった調整ができれば宝谷住宅についてもこういった若者の定住を目的に対象にするということは十分考えるべきであると考えております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 最初の対策としての特例という部分が上の、上段にあるんですけども、この中では山崎地区とか城下地区、河東地区という部分での開発が進んでおるとい、山崎でも中心部になるかと思うんですけども、山崎町の段という部分のが出てるんですけども、この山崎の段という部分はどういう捉え方をしたらいいんでしょう。

田中一郎副委員長 砂町課長。

砂町財務課長 山崎町の段につきましてもこの城下地区に入ります。この城下地区等に、こういった市街化が進んでいる地域につきましても、今後分譲地としてどんどんそういった開発が進められるかどうかという、なかなかそういった土地がだんだんなくなっているような状況もございますので、段については、例えば50%がいいのか、いやいやそれは適正な価格がいいのか、これらについては今後判断をして、額については定めたいというふうに考えております。

飯田委員長 ほか。

津田委員。

津田委員 そもそも考えなんですけど、これ議会の議決を外して、本当に臨時議会で対応してっていうのだとやっぱり遅いんですか。

飯田委員長 砂町課長。

砂町財務課長 先ほども説明いたしましたように、臨時議会でするにしても、6ページの 番、 番どちらも臨時議会をするにしても矛盾が、公募する時期であったり、臨時議会に上程する時期であったり、矛盾が生じると。公募する段階で臨時議会を開いても、その段階では相手先が決まってないと。また、公募して相手が決まってから臨時議会を開いても、既に臨時議会前に安く売るというのを公表しておることからすると、どうしてもやっぱり矛盾は生じるということでございます。

飯田委員長 部長。

坂根企画総務部長 今、砂町課長が申しましたように、いずれの процедуруしたとしても矛盾が残ってくるということで、今回条例改正を提案させていただいています。ただ、議会の関与という部分で、ないがしろにしてはいけないというところで、今回提出させていただいたように、議会への報告、これは事前にこういうものを売却をしたい、この価格で売却したいという部分については、所管の委員会のほうに報告をさせていただきながら、皆さんの御意見をいただいて、手続に入っていくと。そういうことで議会のほうに御理解を得たいというところで、手続の矛盾を解消していきたいというところで今回提案をさせていただいております。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 趣旨は何となくわかったんですけど、実際の買い戻し特約であったりとか転売禁止の細かいところをもっとすり込んでおかないと、こちらとしてもちょっと判断しかねる部分があるんですけども、これは本当に具体的にどういうふうな内容で行われるのかというところが正直ちょっと今、言葉ではぱっと出てるんですけど、その辺が見えてこないんですけども。

飯田委員長 砂町課長。

砂町財務課長 これにつきましては、追加資料の2で議会への報告でその都度個別については事前に報告をさせていただくほか、もっと具体的な、例えば契約の内容であるとか、今後の売り払う手続等についてきちんと整理をする段階で議会のほうにも報告なりをさせていただきたいというふうに考えております。

飯田委員長 大久保委員。

大久保委員 さっき砂町課長から6ページの議会の議決時期による課題ということで2点に分けて説明いただいたんやけども、再度、もう一度そのところを、二重になるんですけど、再度、もう一度説明いただきたいということと、それと、この改正そのものの中に二つの部分が一つの条例として改正条例が出て、この二つのところを、最初説明あったかと思うんですけど、もう一度説明いただけたらというふうに思います。

飯田委員長 砂町課長。

砂町財務課長 それでは6ページに戻っていただきまして、議会の議決時期による課題というところで、一番、事前に議会の議決を得ようとした場合、市が財産を幾らで売るというのを財産評価委員会でまず価格を決定いたします。流れとしまして、議会へ上程をして、議会の議決をいただいてから公募をして、相手方を決めようと、こういった流れで進めようとした場合、(2)の議会へ上程する段階では、当然公募前ですので、売却先が未確定であると。また、売却する日についても、これについては未確定であると。こういったことから、通常財産を売却したりする場合、また工事等の大規模な工事の議決案件等もそうですし、これらについては相手方、金額等も当然議決事項となっておりますので、議決要件としては、この売却先が未確定な状態で議決をもらうということは議決要件としては不十分であるということの課題がございます。

一番としまして、そしたら、公募して全て売却先が決まってから議決を得ようと、こうした流れでしますと、公募する段階で既にこの土地については安い価格で売りますよというのを広くホームページとか周知をするということからすると、議会の議決を得ない段階で安く売るということを広く周知をするということは、これは適切ではないであろうということで、いずれにしてもこういった課題があるということでございます。

もう1点目、二つのポイントと申しましたのは、今回の条例改正の中で、1点は、先ほど申しましたように、今回、定住目的で市が安価で市の財産を売却もしくは貸し付けをしようとした場合には議会の議決を不要とすると、この条例に明記することによって議会の議決なくして売却ができるようにしようとするのがまず1点。

もう1点は、行政財産を貸し付けることができるように地方自治法の改正となっております。現在も適正な価格で貸し付けておる実態はあるんですけども、一方、行政処分として毎年の更新、目的外使用として行政処分として毎年許可によって使用させておる案件がございます。この中で社会福祉協議会であったり、シルバー人

材センターであったり、医師会であったり、こういったところに減額で今、使用の許可をしておるんですけども、これらについて、許可ではなくして賃貸契約という貸し付けに切りかえたいという考えであります。

このことによりまして、行政からの一方的な処分でなしに、お互いが合意をした賃貸契約ということで、先方にも安定的なその運営にも資するというふうな観点から、これらについても一定、今まで自治体として使用するということには変わりはないわけですけども、これらについても随時、条例に盛り込むことによって市長が議会の議決をなしでこういったシルバー人材センター、社会福祉協議会、医師会等との賃貸契約を結んでいこうということの2点のポイントでございます。

飯田委員長 よろしいか。

西本委員。

西本委員 趣旨は理解しておるんですけど、定住促進に資するという部分があるんですけど、その辺の見きわめというか、いろいろな人があってやと思いますんでね。その辺がちょっと、どういう基準で、基準はあるでしょうけども、判断が、将来的にね。さっき数年は契約上の規定をつけて、十数年たってもそれを外すかもわからないという話されましたよね。定住促進に資する、これいいことなんやけど、それを悪用する人もまあまあ当然考えられるんでね、その辺のきっちりとしたたてわりができないものかなと。この辺どうでしょうかね。

飯田委員長 部長。

坂根企画総務部長 先ほど課長のほうから御答弁をさせていただいたように、この譲渡条件の中には当然今御心配いただいている部分は想定をすることについてはどうだろうというところがございます。

まずは3年以内に居住用の住宅として建設をすると。例えば10万とか20万とかいうところで建たない、若い人たちはそれなりの覚悟を決めて一定の借金をしながら建築をすると、そういうところの部分を我々は尊重するところも必要だろうというふうに思ってますので、ただ、貴重な財産を低額で販売をするというこのことについては非常に重要なことだというふうに思いますので、このことが実現されない部分については買い戻し特約を設けさせていただいて、さらに次の方にその機会を持っていただくような取り組みが必要だということで、買い戻し特約は当然設けるべきだろうというふうに思ってますし、一旦その住宅の用に供するというので建設をされると、まず、手を挙げていただいたんですから、定住をしていただけるということを、我々は買っていただいた方を信用するということが肝要かというふう



に思っておるところでございます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 先ほど砂町課長のほうからの説明があったんですけども、まあまあ従来の議会の議決を経てやるのが二通りあるんやけども、それについてはちょっと矛盾が生じるという話だったんですけども、今までにこういう事例はなかったんでしょうか。こういうこと、売却するとかいう事例。その事例があるとすれば、矛盾でありながらやってきたのか、その点1点聞きたいのと、それと今部長おっしゃったように、かなりの金額のかかるものですよね。住宅を建てるというのは。そういう人であるならば、そんな今すぐそれをどうのこうのというものでないと思うんですよ。

ということは、手続にある程度時間がかかっても待てるというのか、適正価格より若干安く手に入るという部分について、やっぱりそんなに慌てる必要もないんじゃないかなと。じっくり構えてそれをやっていくという部分も必要じゃないかなと。ある程度議会の立場としては、できるものならばそういう形で進めていくほうがいいんじゃないかなというふうな感じがするんですけども、その辺についてどうでしょうか。

田中一郎副委員長 砂町課長。

砂町財務課長 これまで低額で販売した例はなかったかということですが、低額もしくは無償でということになると、全て議会の議決を得ておると思います。

もう1点、手続に時間がかかってもということですが、やはりこれについては、先ほど申しましたように、臨時議会なり議会にかけるにしても課題があるというのが一番大きなことです。

もう一步、今後のことを考えますと、空き家とかそういったものを、既にたくさん出てきておる中で、こういったものを寄附の申し出というものもだんだんふえてきておるような状況でございます。そういったものを今後市のほうが寄附を受けて、それをそのまま低額に希望者があればという、こういった流れを進めていく上では、やはりスムーズに事務を進める必要があるのかなと。寄附を受けたものをそのまま相手にというときには、こういったことを条例で制定しておくことによって、スムーズなこういった定住が促せるのではないかなというふうな考えをいたしております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 何度もスムーズにという言葉が出るんですけども、議会を通してやる

ということはある一定時間がかかることなんですけども、それがスムーズじゃないという考え方でやるべきことじゃないと思うんですよ。何のために議会があるのか、何で議会にかけなあかんのかという根本的な部分がそれだったら必要ないということになるんで、実際に市民の、皆さん代表で選ばれてきとるわけで、その市民の財産となるものを譲与するとかいう部分についての審査をするというのは務めだと思っんです。それが臨時議会であろうと、それはやらなあかん務めやと思っってますし、その辺のところは大事にせなあかんのかなと。

あと、先ほどもおっしゃいましたように、今までにそういう事例があったか、なかったかという部分ですよね。もしあったとしたらですよ、矛盾でありながらやってきたということになるわけですよ。矛盾を感じながら。その辺の部分の考え方をもうちょっと聞きたいなと。

田中一郎副委員長 坂根部長。

坂根企画総務部長 おっしゃる意味はわかっておるんですが、例えばどうでしょう、我々今回考えたのは、買おうとする側、若い人たちがどういうふうに捉えてこのことを見てくれるだろうかというところを考えております。これまで議会の議決を得て無償で譲渡した物件、昨年も集会所のことですとか、過去には、福知でありますとデイキャンプ場を無償で地元の自治会のほうに譲渡させていただきました。これは脈々と活動を続けられている間で所有者が市から地元にかわるというところでの手続でございましたので、それは待つ、待たないというところではなしに、ただ単に所有権が変わる手続を議会の議決を経てやってきたという事例はございます。ただ、低額で販売したという部分については、僕の記憶の中ではないというふうに思っっております。そういう状況で、無償で譲渡したことはございますということで答弁をさせていただきました。

今回、先ほど申しましたように、我々の側から考えるのではなしに、買い手、若い人たちが、買いたいというふうに思う側から考えると、その期間がどういうふうに捉えられるだろうと。煩わしいというふうに捉えられては困るというところもありまして、今回そのことを議決を経ずに譲渡できるようにさせていただきたい。

しかしながら、そのことについては、事前にこんな物件をこういうところの若者に売っていきたいんだというところについては委員会に十分に事前に御説明をさせていただきながら、御理解をいただいてその手続を進めさせていただきたいというところで、少し議会の議決という部分が非常に重たい部分がございまして、そのことを外すということについては非常にあれなんですけど、ただ、それにかわるべく

委員会のほうで十分説明をさせていただきたい。

例えば、何度も申しますが、受け手側がある意味気持ちよく買っていただく手続を進めたいというふうになっていただくのにはどうしたらいいかというところ、それから、議会の議決を経るには、冒頭から説明させていただいているように、どちらにしても矛盾が生じてしまうというところ、この3点を考えながら今回提案をさせていただいておりますので、何とか御理解をいただきたいというふうに思っておりますのでございます。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 先ほど部長の言われていること、ほんとよく理解はできるんですけども、ただ、正直、例えばこれ若い世代で、あくまで対象は個人ということ、個人だけということですね。例えば個人が家を建てました、じゃあすぐにこれをまた、転売の禁止、どこまでの、そういう、もうじゃあ1年後に出ていきますという、建ててすぐ売りますとかっていうのを禁止して、じゃあそのときの責任とかをどういうふうにするのかというのを、正直まだ見えてこないんですね。これだけでは、これで、今のこの状態で進めてしまっているのかちょっと、そういう、先ほど部長言われたように、信じるしかないという部分もありますけども、本当にそれで進めていいのかなという、何かそれが正直私、気にかかるところなんですけども。

飯田委員長 部長。

坂根企画総務部長 転売禁止の部分で、具体的にどれまでというところについてはまだ明言をしてない状況でございます。ただ、買い戻し特約3年、あるいは転売も3年というふうに考えておまして、一旦お家を建てられるという部分、その部分ですよ。ある意味借り入れもしながら、非常に一生の財産を取得をするという手続をやっておられる。転売目的でということをお初めから疑ってかかるということについては、そうすると何もできなくなってしまう。定住を目的に土地を売却したいということ自体がまずはなくなってくるのではないかなというふうに思っております。

ですから、善良な市民の皆さんに、市の財産を、定住ということにさせていただけるのであれば通常の価格より安く売りたいということのメッセージを十分に発していきながら、そのことの趣旨を十分理解をしていただく必要があるだろうというふうに思っておりますので、そのこと後の、転売されたらどうだということに御質問になると、我々としてはなかなか答えにくい部分がございます。それは市民の皆さんがそういう定住目的で買いたいんだというお声を上げていただくことが、まず

そういう気持ちを持っていただいているということについて我々はお応えをするということしかないというふうに考えております。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 部長、これ3年という縛りはね、例えば3年じゃなくて4年とか、4年だったらあれですよ。国税のあれで、5年でしたっけ。5年で縛ればもっととれるんちゃうかなと思ったりもしたんですけども、そうです。5年ですればいいかなと。最低でも。

飯田委員長 砂町課長。

砂町財務課長 本日渡した追加資料につきましては基本的な考え方ということで、この辺の具体については当然、今後何年がいいのかについては整理をしながら、先ほどおっしゃいました3年がいいのか、5年がいいのか、転売禁止についても何年がいいのか、そういったことも個々に整理をして、また議会のほうにお諮りをしたいと思っております。

飯田委員長 田中委員。

田中孝幸委員 1点ちょっと確認なんですけども、公募で複数の人が入られた場合、例えば値段が大体500万ぐらいと勝手に思って、片一方の人は550万、片一方の人は600万とした場合、600万の人をとられるわけですかね。

飯田委員長 砂町課長。

砂町財務課長 実際の売却の方法につきましても今後整理をさせていただきたいんですけども、基本的には最低の価格を決めて競争さすという方法もあるかと思えます。先ほどおっしゃいましたように、最低500万で高い金額を入れた方が落札ですよというやり方もあるかと思えます。

ただ、これが本当に一般の市民の方になじむのかということ、なかなかそうではないのかなということもありますので、できればここは幾らというのを決めて、複数あれば抽せんとか、そういったことの方法のほうがやはりなじみやすいのかなということもあります。これらについても、今後どういった売り方がいいのかということについても整理をする必要があると思えます。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 これちょっと、今日は出してもらってるんですが、これ県下で今どういう条例定めているというのは、兵庫県下だと福崎町ぐらいなんですかね。それ以外何かどっかあるんですか。

飯田委員長 砂町課長。

砂町財務課長 県下でこういった無償譲渡または減額譲渡について通常の条文以外に定めておるのは、福崎町さんのこの、福崎町さんは定住ではないんですけども、地域経済の活性化に資することということで、福崎町以外は例はございません。

全国の例は、本日資料でお配りしておりますように、茨城県の常陸太田市であったり、佐賀県の武雄市、こういったところが定住目的について条例で明記をされておるといことで資料を提出させていただいております。

飯田委員長 大久保委員。

大久保委員 失礼します。定住目的ということ言うたら、本当この2月が終わった段階で、2月の住民数の減り方を見ておっても、やっぱり同じ県下で比べるにしても、宍粟市の現状というのは非常に社会増減の中でも厳しい状況にあるという前提が、ほかのまちと比較すると難しさの中に宍粟市の置かれておる現状というのがあると思うんです。

それと、今のお話を聞く中で言えば、売却に関するもので言えば、行政財産じゃなしに普通財産の話やというふうに思っただけです。下三方の小学校プール跡地というのが事例として上がっているわけなんですけれども、宍粟市の現状から言うて、下三方の跡地のあそこを宅地に欲しいという人がもし市民の中でいらっしゃったら、それを、例えば金額も何もなしに、相手もわからない段階で議会に出して、そこは例えば10万円で売ったとしたときに、もう一度それを、今度これ売りましたということがまた議会にかかってくるんだと思うんだけど、2回、3回の手間を考えたときに、今の宍粟市の現状に果たして今のスタイルがなじむんかというのは今日のお話も聞きながら思ったんですけれども、確認として、これは普通財産のところと、行政財産と普通財産の僕の理解がちょっと違っておったら教えてほしいんですけども、あくまでも使っていない財産のところの話がそっちで、この第5条の下の部分は行政財産の話なんで、売却に関するところは普通財産のところの話だというふうに理解しておってよろしいですか。ちょっと説明加えてもらいたい。

飯田委員長 砂町課長。

砂町財務課長 基本的に財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例につきましては、普通財産に限ってのこれまで条文でした。今回の減額譲渡につきましても普通財産に限ってのものでございます。ただ、1点、今回行政財産については、公用の場合に減額して貸し付ける場合、公共的な目的で貸し付ける場合には行政財産についてもこの条例を適用しようというものでございます。

飯田委員長 大久保委員。

大久保委員 確認なんですけども、普通財産というのは、さっき下三方の跡地のよ  
うな使っていない財産。行政財産というのは、貸し付けに関したら、今日の事例で言  
うたら、シルバーだとか、北庁舎の中に入っている医師会だとかいう、貸し付けに  
関してはね、という理解で間違いはないですよ。

飯田委員長 砂町課長。

砂町財務課長 行政財産については行政目的で使っておる施設等でございます。下  
三方等につきましては、既に廃校、条例で小学校の廃止をした段階で普通財産、行  
政財産でなくて普通財産に移管しております。この売却については普通財産につい  
てのことを今後定住目的で行っていこうということでございます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 地方自治法の238条の4の関係がこの条例の中に、2項のところに入っ  
とんですけども、その中の規定準用をするというふうに書いてあるんですけども、  
その部分、何を想定しておるのかなというふうに思うんですけども。

田中一郎副委員長 砂町課長。

砂町財務課長 238条の4の2項の規定でございますけども、これにつきましては、  
行政財産の空きスペース等を貸し付けることができるということになっております。  
これらについては既に現在目的外使用で許可しておる社会福祉協議会、シルバー人  
材センター等、これらが使用しておる部分について、従来どおり同じこういった団  
体に今度は貸し付けという形で、賃貸契約という形で使用させたいということで想  
定をしております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、今までのお貸ししておった状況の中で、賃貸契約という  
ものはなかったというふうに判断してるんですね。

田中一郎副委員長 砂町課長。

砂町財務課長 これまではあくまでも行政財産の一部の使用を許可すると。行政処  
分として使用の許可をすると。一方的な許可処分でございます。これを賃貸契約  
に切りかえようというものでございます。

飯田委員長 わかりました。

ほかに。

東委員。

東委員 議決を外すことの件と、それから転売の件で心配をしておったんですけど  
も、説明を聞いてほぼわかりました。それで、わかった上で、理解した上で、あく

までも定住目的ということなんで、それで理解しましたので、それはそれでいいんですけども、今日の追加資料の考え方の案のところ、さっきも話出てましたけども、転売に関して3年ということが一応案として出てるけども、それをやっぱり考えるべきじゃないかなということと、それと、条件の中に、あくまでもこれ若者の定住ということが頭にあると思うんですけども、これはあくまでも案なんで、どうでもなると思うんですけども、中学生以下の子どもがあること、有することとか、これも大事なことやけども、年齢40歳以下であることという、そういう決めつけが果たしていいのかなと。あえて若者の定住ということになると、当然こういうことになってしまっただけでも、年齢で余り縛るのもどうかなということも考えますね。いわゆる若者の定住と、定住と二つあると思うんで、その辺はやっぱり考え方をしっかり持っていったほうが今後のためにはええかなと、こんなふうに思うので、あとよろしくお願いをしたいと思います。

飯田委員長 平瀬次長。

平瀬企画総務部次長 今、東議員さんのほうからの御質問なんですけども、この条件につきましては、基本去年からやっております森の家づくり事業、最高で120万というような格好での条件と現在のところ合わせていこうかなという格好でこの条件を設定をさせていただいております。

飯田委員長 東委員。

東委員 その条件を、森の、そのことを見た上で今意見を言うつもりで。理解した上で意見を言うつもりで、今後検討してほしいなという意見です。

飯田委員長 平瀬次長。

平瀬企画総務部次長 今、その条件については今後少し見直すといえますか、検討する余地もあるかと思っておりますので、考えていきたいと思っております。

飯田委員長 西本委員。

西本委員 確認なんですけど、こういう安価な状況で販売する場合に、不公平があってはならないということで、公募をするわけですよね。どういう形で今考えてますか。公募の仕方は。

飯田委員長 砂町課長。

砂町財務課長 当然これ土地の取得ということになりますので、余り短い期間での判断というのはなかなか難しいんじゃないだろうかと思っておりますので、ある程度の期間を設けてホームページ、広報、またしそうチャンネル等で広く周知をしていきたいと思っております。

飯田委員長 ほかに。よろしいですか。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 今いろいろと議論になったところなんですけども、最終的に、津田委員も東委員もおっしゃるように、譲渡条件とかその辺の部分についてもっと精査した上での決定を持っていてもらいたいなど。この辺の部分がもうひとつ、緩くしないと若者がそこに寄ってこないという部分があるかと思うんですけれども、やはりどうしても市民の財産を譲与するという部分についてのやっぱりある程度の厳格さも必要じゃないかなという部分があるかと思うんで、その辺も少し、買い戻し特約とか転売禁止とかについても精査した上で、きっちりしたものにしてもらいたいというふうに思うんですけども、どうでしょう。

田中一郎副委員長 坂根部長。

坂根企画総務部長 4月の委員会に向けて精査をして、提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

飯田委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、5号議案についての審査を終わります。

続きまして、ちょっと休憩してもよろしいか。やりますか。はい。

それでは、第4番、17号議案について、17号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止について。18号議案も続けて審査したいと思います。よろしくお願ひします。

これについては特に追加説明はございませんか。

それでは、委員から何か質問は。論点は出てませんか。よろしいでしょうか。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 この場所について、その使用目的とか、その辺だけもう一度説明お願ひできますか。

田中一郎副委員長 砂町課長。

砂町財務課長 これにつきましては、まず第17号議案でございます。17号議案につきましては、委員会資料の8ページ、9ページでつけておりますけども、これにつきましては関西電力の鉄塔用地として売却をするものでございます。

18号議案につきましては、これにつきましては県道の拡幅に伴います県道用地としてそれぞれ縁故使用地を売却するものでございます。

場所につきましては、まず17号議案ですけども、波賀町の原の道の駅はががございいます。そこから約1.5キロメートルほど北上を北進したところ、川の北を向きま



して、進行方向向きまして左側に1カ所、もう少し上がっていただいた大きなカーブの右側に1カ所、それぞれ鉄塔を新設されるものでございます。

18号議案につきましては、千種町下河野と七野のちょうど、県道上がっていきましてちょうど境、大きな右カーブがあるところでございます。下河野と七野のちょうど境になります。ちょっと場所的に説明するのなかなか難しいんですけども、千種の道の駅とエーガイヤのちょうど中間ぐらいになるんじゃないかと思えますけども、大きなカーブがございまして。その道路の左側に縁故使用地の山林があるというところ、この箇所の案件でございまして。

以上です。

飯田委員長 よろしいですか。

西本委員。

西本委員 これは鉄塔とか建てるとなると、工事の進入路とか、そういうのはどういう話になるんですか。

飯田委員長 砂町課長。

砂町財務課長 この工事の箇所ですけども、1カ所につきましてはヘリでの資材の輸送を想定されております。もう1カ所につきましては、道路からずっと工事用のレールを架設をしまして、それで資材の搬入を予定されております。この部分につきましては、使用権、縁故使用地でございますので、地元との調整の中でそれについては許可を関西電力さんがいただいて使用をするということでございまして。

飯田委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 特にないようでしたら、17号、18号については終了します。

続きまして、19号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についての審査に入ります。

19号についても一応論点整理は出ておりません。これの中で追加資料が出ております。一応辺地対策事業の全体ということやったんやね。過疎。

上長次長。

上長総務企画部次長 今回、過疎地域、過疎の分につきましては2点追加しております。まず、市道の下広瀬門前線、それと染河内小学校のプールの解体工事ということで2件で入れております。

市道下広瀬門前線につきましては、イオンの下側ですかね、中国道沿いの道になります。調査した結果かなり傷んでおりますので、舗装工事を追加して、皆さんの

安全を守ることとあわせて上の主要地方道の災害時の迂回路として活用していくという形で考えております。

それと、もう一つ、染河内小学校のプールにつきましては、これが来年度の9月に森林大学校が入りますけども、その中で使用しないという形の分で解体させていただいて、それにつきましても、図面をつけておりますように、図面の上側が舗装工事等でして、職員の駐車場であつたりに使いますので、これを解体し、幼稚園と一体として、学校が使用しないときの市民の皆さんの憩いの場というか、交流の場として活用していきたいと考えております。

以上です。

飯田委員長 これについて何か。

西本委員。

西本委員 ちょっと話とは違うんですけど、結局これ進入路はどこになるんですか。ごめんなさい、プールの。

飯田委員長 上長次長。

上長総務企画部次長 学校への進入路につきましても、今の石畳の、通称みがき坂というのがありますけども、そこを使用することになっております。その関係で、校門のところから入ったところ、上側を舗装して駐車場として活用したいという形で聞いております。

飯田委員長 よろしいですか。ほかに。

田中委員。

田中孝幸委員 ちょっと小さい字で見にくいんですけど、赤いところじゃなしに上側のところ、斜めの線のところ、小さい字でどう書いてあるんですかね。

飯田委員長 上長次長。

上長総務企画部次長 これにつきましては、県の今の改修工事の平面図を引用しております。先ほど言いました上側の校舎のところを、工事を、実際に建築工事を行う分、それから斜め下の部分につきましては、下側ね、ちょっと太いほうの線、こっち側が舗装工事だったりとか附帯工事に使う分という形でというしめしです。

飯田委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、19号議案についての審査を終わります。

続きまして、20号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定についてという部分、これお願いします。これについての追加説明。

上長次長。

上長総務企画部次長 20号議案の辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定ということですが、これ今回計画策定しておりますのが市道中野上ノ線です。これにつきましては、この道路かなり幅員の狭いところもあります。台風等が来ますと通行どめという形の分も考えられますので、中野以北の孤立を防ぐために、道路改良であったり行って、地域住民の生活の安全であったり、生活環境の向上を図っていきたいということで提案させていただいております。

飯田委員長 論点整理、西本委員、お願いします。

西本委員 辺地のそういう整備計画というか、そういうもの、また、そういう整備の手順とか、そういうのはどういうふうになってるかいうのを確認したいと思います。

飯田委員長 上長次長。

上長総務企画部次長 宍粟市の辺地の事業の全体としましては、今、追加資料の3ページを見ていただきますと、これは辺地ごと、例えば上の2段につきましては中野上ノ線の辺地になりますので、辺地を、4ページ見ていただきますと、宍粟市の今の辺地の区分分けがされております。この中で各辺地ごとに、中野上ノ線でしたら中野辺地、それから上ノ下辺地という形の分が該当します。

それと、これ以外には、今、黒原・井内の辺地の中で黒原千町線を今実施しております。この計画については30年度までの計画なんですけども、今後、まだ工事が完了してないという形の分で、また4年、5年という形で延ばさせていただくという予定にはしております。

飯田委員長 ほかにこの件に関してありませんか。よろしい。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 特にないようでしたら、議案に対する審査を終了したいと思いますけど、よろしいですか。

それでは、継続調査の部分に入らせていただきたいと思います。

#### 【継続調査及び報告事項を実施】

飯田委員長 ほかに何か。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 時間が経過しております。次がありますので、とりあえず企画総務部

についてはこれで終了したいと思います。御苦労さまでした。

次は11時15分でお願いします。

午前 1 1 時 0 5 分休憩

---

午前 1 1 時 3 4 分再開

飯田委員長 続きますして、まちづくり推進部常任委員会の審査のほうに入りたいと思います。

付託案件で、第6号議案がございます。これについての審査を行います。宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてということで、審査をお願いします。

これについては論点整理表は出ておりません。何かそちらから説明。

部長。

富田まちづくり推進部長 それでは、第6号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、その概要の分を説明させていただきます。

今回の改正につきましては、非常備消防団等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されましたことに伴いまして、宍粟市においても政令で定める基準と同様の補償が行えるよう、関係部分の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、非常勤消防団員等の損害補償基礎額の加算額及び加算対象区分について、一般職の職員の給与に関する法律で規定されている扶養手当支給額及び支給対象の基準に基づき改正しようとするものでございます。

国におきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成30年2月7日に公布、施行日が平成30年4月1日となりましたので、本条例の改正につきましても施行日を平成30年4月1日として議案上程をさせていただいているところでございます。

条文ごとの改正内容について御説明をさせていただきます。議案書の参考資料ということで、新旧対照表がついてると思いますが、本日の資料じゃなしに議案書のほうなんです、済みません。

そこで見てくださいますと、第2条の損害補償を受ける権利をうたった条文のところで、現行の条文、3行目にございます消防法第25条第1項と第2項は、火災が発生した際におきます消火、延焼防止、人命救助の消防対象物の関係者の義務を第1項に、火災現場付近にある者の協力義務を第2項にうたっているなど消火の活動をうたっている条文でございます。また、4行目の第29条第5項と消防法第30条も

消火の活動に係る内容となっております。一方、3行目及び5行目の括弧書きの消防法第36条につきましては、火災以外の災害を包括してうたっているものとなっております。

しかしながら、条文の後段の7行目なのですが、そこに水防法第24条がうたわれております。これは水災というんですか、水の災害を条文上でうたっておることによってございまして、結局水災に係る分が条文上で重複しているという内容になってございます。このことから、今回、消防法第36条を消防法第36条第8項と改正することで、水災、水の災害に係る部分の重複を修正するというものが一つございます。

もう一つは、第5条3項の改正につきましては、本日の資料でございます。本日の資料の1ページから3ページということで資料をつけさせていただいておりますが、平成30年度以降におきます扶養親族がある場合の補償基礎額の加算額につきまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の内容に基づきまして、それぞれ平成30年度以降の扶養親族の加算額を改正しようというところでございます。

以上、概要なのですが、説明をさせていただきました。

飯田委員長 説明は終わりました。

これについて何か質問がございましたら。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 済みません、ちょっとこれは基本的なところやと思うんですけども、条文の対象、現行のところの分と一緒になんですけど、一番下、5条の3です。ここにある対象者ですね。非常勤消防団員もしくは非常勤水防団員または消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者もしくは応急処置従事者という、それを消防団員等というということなんですけども、救急業務協力者とか水防従事者というような、どういう解釈をしたらいいんでしょうか。

田中一郎副委員長 田路課長。

田路消防防災課長 救急業務協力者といいますのは、そういった災害現場、災害にある事故現場付近で救急隊員から要請を受けて救急業務に協力した者、これを救急業務協力者と申します。それから、水防従事者と申しますのは、水防管理団体区域内に居住する者または水防の現場にある者で水防管理者、水防団長等から要請を受けて水防業務に従事した者ということとなっております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 かなりそれを限定するのはちょっと幅が広いような気もするんですけど、

結局水防に関する、言うたら、救急やったらその現場によって救急隊員に協力を頼まれた人はもうそうやというふうにみなすわけね。水防ということになると、言うたら溝の管理組合なんかあるじゃないですか。その中で大水が出て、この水を、ともかくここの水門をとめなあかんのやと、手伝ってくれと言われて行った人、その人もその対象者になるということになるんですか。

田中一郎副委員長 田路課長。

田路消防防災課長 この要請というのは市町村長からの要請ということなので、特に水防従事者ということになると、消防団員ということになると思います。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 そっちのほうは、その救急協力者というのはどういうふうにとったらいいんですか。

田中一郎副委員長 田路課長。

田路消防防災課長 これは救急隊員であります。だから常備消防の救急隊員ということになります。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 要は救急隊員、まあ言うたら消防署の救急隊員のみということやね。そういうことになれば。要は市町村長が、要は依頼されたというのは、市町村長に依頼された人間ということ。

田中一郎副委員長 田路課長。

田路消防防災課長 市町村長からの依頼ということになりますね。

飯田委員長 わかりました。

ほかに何か質問があったら。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 この件、中身については委員会審査の中でもありましたので、それでは、この件についてはこれで終わりたいと思います。

続きまして、継続調査事項のほうに入ります。

#### 【継続調査及び報告事項を実施】

飯田委員長 ないようでしたら、時間も超過しておりますので、これでまちづくり推進部の審査を終わりたいと思います。御苦労さまでした。

暫時休憩します。

午後 0時14分休憩

---

午後 1時47分再開

飯田委員長 会議を再開します。

続きまして、総務経済常任委員会のほうの付託案件審査に入りたいと思います。

まず、2号議案です。宍粟市中小企業等振興基本条例の制定についてということで、これについて当局のほう、何か補足説明ございますか。

特になければ、こちらから質問をさせていただきます。特に論点整理というものは出てませんけれども。あるか、どうぞ。

名畑産業部長 委員長、資料を追加で出したので、その説明だけしましょか。

飯田委員長 説明をお願いします。

寺元課長。

寺元商工観光課長 それでは、資料の説明をさせていただきます。お手元の資料の1ページから4ページまで、条文とそれに対する解説ということでしたものをつけさせていただきます。

ちょっと字が薄くて、米印のついているところが解説というところで書かせていただいております。それぞれ、1ページでありましたら表題の下の部分に今回の条例を制定する理由ということで書いております。要約すると、中小企業が本市の経済・雇用の基盤となる重要な役割を担っていることを再認識をするということと、市が関係機関と連携して積極的に取り組むことを決意して条例を制定するということで、このたび条例を制定すると。それと、国、県等の法律にも市町、自治体の役割等も書いてありまして、それに基づいてつくっていくというふうにしております。

それと、目的につきましても、米印を書いております。これは目的の部分です。でまた御確認をいただけたらと思います。

それと、2ページ目につきましては、第2条の定義のところの解説ということで、中小企業とか大企業とかというような部分の具体的にこういうものということを書いております。中小企業でありましたら資本金とか従業員数で定義がなされているというところ です。

それと、3条の基本方針につきましては、米印で書いてありますとおり、中小企業等単に弱者と見るのではなく、企業者みずからの創意工夫及び自主的な努力をもとにして関係機関が振興に向けて支援を行うことを基本方針とするというふうな解説をしております。

それと、3ページの第4条の基本施策につきましては、1から5号書いておられますものに対応する市の現行制度について1から4まで書いておられます、5の事業承継の促進につきましては今後事業を検討していくというふうにしております。

それ以降、5条、6条につきましては、特に解説をつけていないんですけど、読んでいた条文のとおりというところなんです。

それと、4ページの11条の検証、評価のところにつきましては、検証及び評価は宍粟市総合計画のまちづくり指標であるとか、地方創生の総合戦略のKPI、それぞれ具体の指標等を設けておりますので、その中での検証を行っていくということで、理念条例ということで、個々の事業についての検証をそれぞれ行っていくということにしております。

それとあと、本日、他市町との条文比較というところでも出させていただいております。一番初めには宍粟市の条文を書いておられます、あと養父市と高砂市、三木市、それから上郡町の分をそれぞれ抜き出した表を作成しております。兵庫県内ではほかにもつくられておられますんですけども、一応規模が近いところ、それから都市部と、それから西播磨のところというところでそれぞれ市町を選んで表をつくらせていただいております。

以上です。

飯田委員長 これにつきまして、論点整理表の中から質問なりしていただきたいと思います。

田中委員。

田中一郎副委員長 まあ一番最初に目的と定義と方針とを書かれとるんですけども、まず、当然条例出された以上は必要性があったんであろうと察するんですけども、改めて設定の必要性、また運用について、施策の推進体制で具体的施策の立案とか実施、評価等はどのように誰が行われるのか、具体的なところがわかっておれば説明を願いたいと思います。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 まず、制定の必要性というところなんですけども、先ほどちょっと経緯のところでも触れさせていただきましたけども、国の小規模企業の基本法であるとか県の条例が制定もされる中で、市としても市の実情に合った内容で条例を制定することで、先ほど言わせてもらった中小企業の振興を再認識をすることと、市もそれを進めていくという決意をあらわすことで、それぞれの商工団体であるとか金融機関なんかそれぞれの役割の分担の中で改めてそれに取り組んで



いただくというところでの条例が必要であるということで、条例を制定をしていくというものです。

それとあと、具体的な施策等を誰がどのようにということなんですけれども、今それぞれ、市であっても、商工会、金融機関等それぞれ、中小企業の振興についてはそれぞれ事業もされてまして、行っておられますし、また一緒にもやっておりますので、それは個々の事業ごとに今やっている取り組みもさらに進めていくということで、個々にもやりますし、連携して一つのことをやっていくというようなことで取り組みを進めていきたいと思えます。

それと、評価につきましては、先ほどこちょっと解説でもありましたが、個々の事業においてそれぞれ評価、検証もしていきたいということで、今既に行っていますビジネスサポートであるとか、そういう一緒にやっている部分につきましては、特に毎回反省会をして来年どうしようということを常にサイクルを回しながらやっておりますので、そういうところを日々検証して改善していきたいというふうに思っております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 基本施策のところなんですけれども、第4号の部分に書いてあります基本施策の内容の中で、ここの中に2項の部分、新たな企業誘致と既存企業の市外流出防止を図ること、これが市中小企業者、商工団体及び金融機関が次に掲げる施策を講ずるものとする。これ、新たな企業誘致とか既存企業の市外流出防止を図ること、この者が、中小企業者がそれをやるというようなものなんでしょうか。あくまでもこれは市がやっていくというようなもので、商工団体とかじゃないかなと思うんですけれども、この辺についてちょっと伺いたい。

田中一郎副委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 個々に見ますとそういう、一番しなければならない主体としては市であるというふうには思います。ただ、企業誘致であるとか市外の企業の流出というようなことにつきましても、資金の供給面であるとか、制度のPRでありますとか、企業の進出したい情報というのは、それぞれの企業であったり、商工会なり金融機関が持っておったり、情報の収集力もありますので、そういう情報収集とか、情報発信とか、そういう意味ではそれぞれの役割であったり連携するところも大きいのかなというふうなことで、この五つの施策をそれぞれの団体でもやるし、協力してもやっていくというふうに考えております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 考え方としてはそうなる考えもあるんですけど、これぱっと見ると、どうしてもこれ、中小企業者もと言われると、我々もこんなことまでしていかなあかんのかというようなふうにとれるんですよ。

ほかの部分、人材育成であるとか、確保とか、事業継承の促進とか、経営基盤の強化と経営の安定化とか、地域資源を生かした産業の発展とか、そのことはわかるんですが、新たな企業誘致と既存企業の市外流出、この項目はどれもひっかかるんですけども、ほかの、これ養父市の分を見ても、基本施策の中にそれと該当するような部分が、抽象的に考えていけばそうとれんこともないというような文面はあるんですけども、もろにこういうことが書いてあるところはないんじゃないかなと思うんですけども。いかがでしょう。

田中一郎副委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 まず、この基本施策ということで、それぞれまずそういうことを認識をしていただくという、こういうことが大事であるということを知っていただくということと、それぞれの施策を講ずると書いておるんですけども、後のほうのそれぞれの役割の部分でも、市以外のところについてはそれぞれ努めることというようなことで書いておまして、それぞれの企業が市外流出とか企業の誘致について努めていただく中でできることをやっていただくのかなというふうに思っております。

ただ、宍粟市にとっては企業誘致であるとか市外流出ということは大事なことになるので、やはりそういう施策をしていくということはここに書いていくべき内容かなというふうに考えております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 今、寺元課長のおっしゃる内容についてわからんこともないんですけども、ここへ掲げてしまうというのはもうひとつ私としては理解しにくい部分があるんですよ。その役割として、その個々の事業者、市とか事業者とか金融機関とかの部分に当てはめていくのはええけど、基本施策としてそれをみんなの中で入れてしもたらどうなんかなというふうに考えてます。

それと、そんな中でもずっと見ておったら、これも同じようなことになるんですけども、市にも、要は皆さんに役割を与えておるんですよ。金融機関にも商工団体にも市民にも役割が与えてあると。先ほどもありましたように、最終的に協議会等、そういうものができて、そんな中で、後でも出てくると思うんですけども、検証したりとか、そういうことが、進めていくように計画してあるのかどうか。その

辺のところについても、やはりその辺が一番心配なところということなんですけども、その辺についてどうでしょうか。

田中一郎副委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 まず、この条例が理念条例という位置づけで、やはり今後施策を進めていく上でどういうところに重点を置くとか、皆さん意識していただいて進めていくかということがまず第一かなというところで、その中で個々の具体的な事業等を進めていきたいと思っております。

それも、この条例を定める中で時代も少しずつは変わっていくと思いますし、そういう意味で少し広義な言い方がいいですか、の表現にして、余り細かい書き方はしない条例がいいということで、そういう広義な意味での書き方をしております。

ですから、このことを進める上での指標なり目標も、まちづくり指標というようなものが指標にもなってくると思いますので、新たな指標をこれで定めていくというよりも、今定めておるものをしっかり検証していくということで検証のほうも進めていきたいと思っております。

ちょっと新たな、今のところ新たな協議会をつくって、そこでこの条例に対して評価していくというのではなくて、それぞれの個々の事業なり一つのテーマのものをやっていくというような進め方をしていくほうがうまく回っていくのかなというふうには思っております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 いやいや、ちょっとその辺考え方がようわからんけど、じゃあ先ほど最初あったときの制定の目的という部分で、ほんなら別にそれやったら必要ないような感じになるんじゃないですか。だから、いよいよこれを必要とする目的について進めていくんやったら、もうちょっとその辺のところもきちっとしとくべきじゃないかな。理念条例だからという考え方で、そのまま済ませるんですか。済ませられるんか。

田中一郎副委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 条例が、またもとに戻って必要かという話にも戻るのかなと思うんですけども、やはり、今も進めている事業をやったり市として重要な、今、雇用の問題であるとか、重要な問題であるということをやったり改めて示すという意味では、条例をすることで継続してこれに基づいて取り組みを進めていくということになると思いますので、やはり条例を制定するという意味は、必要性はあるというふうに思います。

また、今後進めていく上で、やはり第三者の協議会をつくって評価していかないといけないというようなことになってきますと、それはやはり考えて、そのときにどういうものがあるのかというのはそのときに考えて設置をしていくことも検討する必要はあるのかなと思います。ただ、今の段階で直ちにそれをちょっとつくって、協議会が本当に機能するのかということもあると思いますので、それは少し時間を置いて考えさせていただきたいというふうに思います。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 いや、今から協議して行って、協議会が必要かどうかということを考えていて、その協議会が果たして機能するかどうかというような考え方でこの条例をつくっていくことは、何か前向きなんか後ろ向きなんかわからんような回答や思うんやけど。これつくってやっていく以上は、一定の検証をして評価をして、ほな次どうするんやということ、それをすることを踏まえてこの条例をつくっていかんかったら、条例つくって何がしたいんやわかれへんで、それやったら。

田中一郎副委員長 名畑部長。

名畑産業部長 そういう協議会の話になりますけれど、大畑議員から質疑があったと思うんですけど、提案質疑の中で私のほうもお答えしたと思うんですけど、現段階ではそういった協議会については設置は考えていないんですけど、今既に商工会等を通じまして経済懇談会、これをもう年3回ということで、かなり、複数年実施しております。これも当初はやはり形だけといいますか、余り進化した過程ではなかったんですけど、最近は本当に内容も濃くなってきて、具体的な提案であったりとか、いろんな意見が出ております。こういった、この条例つくったいうところも、そういった経済懇談会、これが発端だったと私は考えております。

そういう意味では、そういったものを今の段階ではまだ設置は考えてない、課長が答えたとおりになんですけれど、そういったものをより進化させていく、これが一番重要ではないのかなと、私はそう考えております。

以上です。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、その経済懇談会というようなものの中からそういう検証に発展していくという考え方なのか。

田中一郎副委員長 名畑部長。

名畑産業部長 そこで検証までがつながるかどうかいというのは別にしまして、やはりその中でいろいろ議論する中でやっていくということは大事なことだと思います。

それと、やはり市民の声を聞くといったところもあるかと思います。それは当然、ふれあいミーティングであったり、いろんな相談窓口のほうも来年度からさらに充実してやっていく考えですので、その中でお話を聞く。

それとあと、無料職業紹介所、これは求人の方だけの話聞くんではございません。企業の方にも出向いていろんな意見を聞いております。その中で、やはりそういった中小企業の問題であるとか、今の経営の状態のこととか、そんな話も十分聞けるわけですので、そんな意見も参考にして新たに施策に結びつけていきたい、そんな考えでございます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 しつこくこれを言っても仕方ないと思うんやけども、そやけど、しかし、条例で定める以上、考えていくという思いはわかるんですけども、やっぱりそういう部分については最初からきちんと押さえていっとかんと、余りにもそれに対しての間口が広過ぎると思うんですよ。あっちでも意見を聞くから、こっちでも意見を聞くからって。ちょっと焦点が絞れてこんようになるんじゃないかなというふうに考えます。もしこの条例をつくってやるんだったら、それなりの検証機関なりつくって、その中からきちっとした答申出すなりしていかんかったら、何かこう、ぼやけたような感じになれへんか。

いや、思いはわかりますよ。確かにいろんなところでいろんな意見聞いてくるから、雇用対策とかその部分もという、それはようわかるけども、そやけど実質条例としてつくっていく以上は、やっぱりその辺のところはきちっと押さえておく必要があるんじゃないかなと。この辺は考えてもらいたいと思います。これがだめやとは言うとなれへんで。だめやとは言うとなしに、そういうところもきちっと押さえた上でやっていかんかったら、もうひとつ骨抜きな部分が出てけえへんかなと思って。その辺についてもちょっと。

田中一郎副委員長 名畑部長。

名畑産業部長 委員長御指摘のとおり、最初にきっちりしたものをつくって取り組むということ、それも一つの考え方だと思います。繰り返しになりますけれど、今現在、地域経済懇談会、こういったものがかなり充実してきておりますので、やっぱりそういったところを活用、意見を聞いていきたいということが一つと、もう一つは、やはり中小企業を取り巻く環境というたら非常に、課題というのも非常に大きいと思うんです。それで、そういう振興会議を設けた中で、きっちりそれが議論といたしますか、進化していくかというたら、なかなか大きな課題もあると思うんで

す。今、現段階ではやはりそういったところについては、具体的に会議のほう、商工会との会議のほうが充実しておりますので、その中でそれを充実していきたいという考えでございます。

飯田委員長 大久保委員。

大久保委員 論点整理の中でよろしいですか。論点整理の中で何点か出してたやつは、もう既にパブリックコメントでインターネットで答えがあるんで、最後の11条に含めてなんですけども、実際今、課長おっしゃられたような、ちょっと理念的になっておるんだということもあろうと思うんですけども、現実の宍粟の市内の小規模の企業の今置かれている、商店主も含めた状況で言えば、かなり経済的に落ち込んできて、それは数字と経済指標とかでも全部あらわれると思うんですけども、数字的にもね。

どんどん小さくなっている中で、検証機関として、11条なんかで、連携でなく検証機関を設置し、市長が諮問し、市長が議会に報告するというのは、ある程度負荷を、今回の条例もなんだけど、理念ということに、ちょっと自分らに負荷をかけていってしていかんと、周りの状況がどんどんどんどん進んでいくいうんか、いうのをね、ちょっと見ながら懸念するわけなんですよ。

周りがどんどんどんどん経済的にも落ちていく状況がある中で、この理念で対応できてくるのかなというの、危険性としてね。自分らが自分らに、自分の中に持っていかなあかん危険性として、そこを正直にちゃんと受けとめて対策を、その時々に必要な対策をとっていくという、前向きに進んでいくためにも、みずからにある程度負荷をかけていくという意味で、この検証及び評価のところはちょっと書かせてもらたんですけどね。

例えば本当、企業誘致という、工業団地だとか企業誘致いうても、企業誘致という言葉を使うのは簡単だけど、じゃあ実際それはどこで受け入れるんかと考えたときに、受け入れ場所の整備もないというんが今の現状だと思うんですよ。やっぱり理念で終わることがないように、実のあるものに変えていこうと思ったら、ある程度検証機関も含めて負荷をみずからにかけていかんと、今、部長も説明の中では経済懇談会とかのいろいろなお話も、絵に描いた餅にならんようにする、実のあるものに変えていくためには、検証も含めてみずからにちょっと負荷をかけていく必要があるんじゃないかと。現状の宍粟市の商工業、中小零細企業が置かれている現状の上に立ったときに、それが要るん違うかなというのが全体としての感想なんです。

あとは、個別のことはもうネットに回答がありましたんで、それ以上は言いませ

ん。お願いします。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 大久保委員言われる、負荷をかけていくという意味での11条のこともあると思います。それは、先ほどからずっと部長なり私のほうで答えさせていただいたとおりだと思います。言われるとおり、当然この条例をつくる段階でもやっぱりこういうことに取り組んでいかなあかんという新しい発見もありますし、それぞれ今、本当に商工会さんなんかでもかなりの頻度で打ち合わせなんかする中で、負荷もかけていただいております。

ですから、つくっただけに終わらないというのは当然のことですので、本当に日々の検証とかについては事業それぞれで一緒にやっておりますので、怠らないというか、現状の意見もよく聞く中で施策はつくっていきたいというふうに思っております。

飯田委員長 西本委員。

西本委員 今までの話の中で大体のニュアンスというか、把握したんですけども、部長ね、やっぱり目的と効果という意味でね、いかに目的が不純でも効果が絶大にあればいいわけなんですけども、やっぱり今お聞きする中では、まだ悶々としている状況の中で、どれだけ効果が出てくるんかと。

例えば企業誘致なり企業が流出すること、そういうことをこうやってとめられるんやというね、具体的に考えがあれば、そういうものを訴えていかにことには何の、条文を繰り返すだけではあかんで、やっぱりそれは僕らも期待するしね。だから、絶対にこういう効果が出てくるという、自信を持って言えるようなものにしてもらいたいし、それが地域の活性化なりにつながるような現実的なものにしていかなあかんと思うんです。

その辺で、何かこう頑張ってもらいたいなという、結果を出してもらいたいなという思いがあるんで、ちょっと部長ね、その辺の思いを伝えてください。

飯田委員長 名畑部長。

名畑産業部長 当然市の行政につきましては総合計画、総合実施計画があります。これに基づいて全て行っているわけなんですけど、国の地方創生を受けまして、地域創生の総合戦略、これを定めて、実行しております。それには今三つのアクションプランの中にも、やはり雇用であったりとか、住むとか定住、こういったところには市の重点課題、喫緊の課題ということで位置づけて取り組んでおるんです。その中で、やはりこういったところと中小企業の振興というのは、それは当然それも

結びついていかないといけないということで、今回この中小企業等の振興条例を定めまして、市の考え方とか役割とか、こういったところを明確にして取り組んでいく、市の姿勢を一つお示ししたと考えております。

具体的な施策につきましては、先ほど課長のほうからもありましたように、それぞれ事業なり補助事業なりいろいろやっているわけなんですけど、その個別の事業を推進する中で、やはり目標に対する結果とか、そういったところはやっぱり毎年ローリングする中で検証していかねばならないと考えておるんです。

そういう意味で、今回のこの条例についてもより宍粟市が、我々が取り組んでいく意気込みといいますか、姿勢を示したということで、これができたさかいにもうそれで終わりじゃなしに、より有効なものになるようにするということでの条例でございますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

飯田委員長 ほか。ありません。よろしいですか。

その辺、今さまざま意見が出ました。要は検証の部分とかいうところについては、まだ、今という考えはないということですけども、その辺のところはやっぱり押さえなあかん部分やと思うんで、その辺は早目にきちっとした方向性を出してやっていただきたいというふうに思います。

またちょっと議会の関与が出てこないという部分があるんですけども、その辺のところはどういうふうに考えてますか。

田中一郎副委員長 名畑部長。

名畑産業部長 本議会のほうでも答弁させていただいたんですけど、当然市と議会というのは両輪でございますので、一体となって進むべきと考えております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 その辺のところも検証、評価の部分に、その辺を議会に報告とか、要するに議会もその辺のところを理解したり、意見が出せたりとかいう部分、つくってってもらいたいとは思いますが、その辺のところはきちっとしたものになる部分についてそこをもうちょっと加味してもらいたいなと思います。いかがでしょう、その辺。

田中一郎副委員長 名畑部長。

名畑産業部長 繰り返しになりますけれど、個別の施策の検証なりにつきましては、行政評価なりあるわけでございます。それにつきましては当然議会のほうにも報告しておりますし、意見も賜って、次の施策に反映するといった流れができてるかと思えます。予算につきましても、当然決算の中でのいろんな御意見等頂戴して、次



に反映するような仕組みになっているかと思えます。そういったところでの現段階では、反映といいますか、かわりみいたいところがあるのではないかと考えております。

飯田委員長 もうほかに、これについて。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、続きまして、第16号議案、宍粟市分収育林基金条例の廃止について、これについて何か説明はあります。

中村課長。

中村林業振興課長 ウズエ分収育林事業の条例廃止につきまして、資料のほうは5ページ、6ページになります。

この事案につきましては、前回1月の委員会のほうでも御報告をさせていただきましたし、事業計画につきましても、昨年7月の委員会、それから先月の委員会のほうでも御報告させていただきましたので、5ページの経緯とか、それから契約の概要につきましては割愛のほうさせていただきます。それで、事業の清算に伴う経過報告のほうだけ簡単に私のほうから御報告させていただきます。

平成28年8月7日に第1回目のオーナー会議を開催しまして、対象者85名のうちの15名の参加をいただきました。同年の8月29日に参加者の方への会議録を発送させていただきました。

6ページに行きまして、第2回目のオーナー会議を同年の12月17日に開催させていただきました。そのときには13名の御参加をいただきました。それから、翌年の平成29年1月18日には宍粟市議会さんのほうに承認をいただいたことの報告ということで、オーナーさんのほう全員の方に御報告をさせていただいております。

それから、同年の4月から5月について事業地、9.75ヘクタールございますけども、そこ一帯の立木調査をさせていただきます。同年の6月12日にその立木調査の結果と、それからの予算措置の状況報告を全オーナーさんのほうにさせていただきます。

同年の10月31日に見積もり入札を実施しまして、同年の11月22日に最終分配金の確定ということで、最終譲渡手続の資料を送付させていただきます。これオーナーさん全員の方に送付させていただきます。翌年1月31日にはその譲渡手続のほうも完了しまして、いよいよ今度、3月30日に分収育林基金の最終利子の積み立てを行った後に、基金全額を一般会計のほうに繰り入れして、今後もう宍粟市の分収育林事業というのがございませぬので、この基金条例を廃止する予定でござい

ます。

以上でございます。

飯田委員長 これについて何か御質問。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようですので、この条項については終わります。

続きまして、第21号議案、農作物共済危険段階基準共済掛金率の設定についてと、第22号議案、園芸施設共済危険段階基準共済掛金率の設定についてについて、説明でございます。

前川課長。

前川農業振興課長 失礼をいたします。お手元の資料7ページ、8ページ、9ページ、10ページのほうでございます。

まず、7ページでございます。農作物共済及び園芸施設共済の掛金率につきましては、過去5年間の共済加入者の事故率等を勘案した中で、各個人ごと、また引き受け方式ごとに共済掛金率を設定することで、共済事故等の有無、また大小による加入者への掛金の不公平感を是正するため、今回から危険段階ということで5段階の設定をさせていただいております。

これにつきましては、今回21号、22号で出しておりますけれども、農作物共済、水稲5段階と、それから園芸施設共済、プラスチック2型でございますが、この部分、5段階にさせてもらって、それと標準掛金率ということで、新規に加入された方の部分ということで、合計六つの段階となります。

次、8ページをめくっていただきますと。流れ等々書いております。まず、12月末にはこの料率の内示をもって中旬に連合会のほうに協議をさせていただいて、1月の26日には宍粟市の損害評価会のほうに諮問、審議をいただいて答申をいただいております。それをもちまして兵庫県の共済連合会のほうに協議をかけた中で、2月1日、これは国の料率改定の告示がございました。そして2月8日、申しわけないんですけども、このところ、連合会から、漢字が書いてあるんですが、このところが料率ということで、申しわけないです、料率改定に係る意見書の送付ということで、連合会のほうからはこれで適正ですよというような形で意見をいただいております。これをもちまして今回議案提出ということになります。

それで、内容的に見ますと、9ページでございますが、水稲につきましては、一筆・一般、それと全相殺、それと品質という3品目に分かれます。その中で、宍粟市のほうで皆様が加入していただいているのが一筆・一般方式ということになり、

全相殺、それと品質については加入者がございません。ですが、もし加入者があった場合ということで設定はさせていただきます。

それで、一筆方式につきましては、危険段階率の最小値と危険段階の危険度をあらかず指数を1、最小値を1としまして、それに最大値は1の1.5倍になるような設定の方法をとらせていただいた中で、今回設定を1段階、2段階、3段階、4段階、5段階、そして基準という形で設定をさせていただきます。

続きまして、22号の部分の園芸施設共済でございますけれども、これにつきましては、今回危険段階を設定させていただく部分につきましては、プラスチックハウス2類ということで、これは皆様御存じの普通のビニールハウスというところでございます。これにつきましても1段階から5段階、それと新規の基準ということで六つの段階に分けております。

これにつきましては、最小値を1として最大値を1.3倍というところで設定をさせていただきます中で、今回議会に出させていただくということになっております。これにつきましては、初めての試みというか、園芸施設共済の部分につきましては、今までは基準一本でございました。しかしながら、国のほうからもプラスチック2型につきましては危険段階を設定しなさいよということでございましたので、今回設定すると。その中で、他市町等々とも確認した中で、最低を1、それから1.3倍が適当ではないかなというような形で各市町聞かせていただいた中で、こちらのほうもそういうことで設定をさせていただきます。

以上でございます。

飯田委員長 これについて何か御質問。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 まことに恥ずかしい話ですけども、要はこの率が高いほど危険やということになるんですか、これは。

田中一郎副委員長 前川課長。

前川農業振興課長 1のほうは数字が高いということで、これは高いということでございます。これは5年間の中で事故、被害を負って事故のほうでこちらのほうがお支払いをさせていただいている、そういう金額等々を計算した中ではじいておまして、1が一番高いと。5が一番低いという形になります。

飯田委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、5番、第23号議案、平成30年度穴粟市農業共済事

業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてというところでの審査に入ります。

これについての説明はございます。

前川課長。

前川農業振興課長 23号議案でございます。これにつきましては、毎年のことなんですけれども、まず事務費の賦課総額、また賦課単価について議案に諮らせていただいております。

この考え方といたしましては、11ページ上段のほうに書いてあるんですけれども、宍粟市農業共済条例の中で事務費の賦課ということで、国からの補助、また県からの補助を抜いた中で、宍粟市がこの事務を運営する中で足りない部分、これにつきましては各加入者のほうからいただくというような形で条例化しておりますので、この部分で計算させていただいて、今回設定をさせていただいております。

まず、下のほうめくっていただきますと、水稻でありましたら、共済金額1万円に対しまして40円、賦課総額で223万7,000円、麦につきましては共済金額1万円について45円で4万9,000円、また家畜につきましては、乳牛につきましては1万円につき80円で49万4,000円、それと肥育につきましては1万円当たり50円ということで85万8,000円、そのほかの肉用牛ということで1万円当たり40円で27万6,000円、そして一般馬、それと豚なんですけれども、これにつきましては、馬につきましては共済金額1万円当たり60円でございますが、宍粟市内のほうに家畜としての馬はいませんから、とりあえずというのはなんですけれども、賦課単価のみ設定をさせていただいている状況でございます。豚につきましては、共済金額1万円当たり50円、宍粟市内に2業者あるんですけれども、どちらにつきましても今回加入の意向を示されておりません。そのため加入がございませんので、賦課単価のみの設定となっております。

続きまして、畑作物共済、大豆でございます。共済金額1万円当たり50円ということで35万2,000円、そして、園芸施設共済分のプラスチック1から4型かな、共済金額1万円当たり15円ということで3万円、それとあとガラス室なんですけれども、これにつきましては1万円当たり4円ということで1万円、総額430万6,000円ということで、この賦課単価につきましては昨年と変わりなくしております。変更はございません。

以上でございます。

飯田委員長 説明は終わりました。

これについて何か御質問ございますか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようですので、案件審査につきましてはここで終わりたいと思います。

【継続調査及び報告事項を実施】

飯田委員長 それでは、特にほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、これで産業部の審査、終わりたいと思います。ありがとうございます。

午後 2時52分休憩

---

午後 3時28分再開

飯田委員長 会議を再開します。

それでは建設部の調査を行います。

【継続調査及び報告事項を実施】

飯田委員長 ほかに。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ほかに当局のほうからは何か。特にありませんか。

特にないようでしたら、これで建設部の調査を終わりたいと思います。御苦労さまでした。

暫時休憩します。

午後 3時50分休憩

---

午後 4時06分再開

飯田委員長 会議を再開します。

続きまして、第18回総務経済常任委員会の付託案件審査に入らせていただきます。

まず、第1号議案、宍粟市人材確保・定住促進基金条例の制定についてについての自由討議ございましたら。御意見。お互いの確認でも。ちょっと手を挙げてもらった方がいいですが。

津田委員。

津田委員 内容的には私十分理解できましたので、ただもうちょっと運用規定、先ほど言われましたけども、本当に具体的に、もっととくにこう。委員会でも話しましたけども、もうちょっと趣旨の細かいところ、どういうふうにして運用していくのかというのをちょっと明確に今後しっかり追求していかないといけないのかなというのを感じました。

飯田委員長 西本委員。

西本委員 同感です。

飯田委員長 ほかに。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 討論は。ございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第1号議案についての採決を行います。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致ということで可決です。

それでは、その運用規定のところなどについてまた加味させていただきます。

それでは、続きまして、第2号議案、宍粟市中小企業等振興基本条例の制定について、これについての自由討議ございますか。

事務局からお願いします。

岡崎事務局長 先ほどの審査内容をお聞きしておりますと、一番肝心の、理念条例ですと、主語が市はになります。一般的に自治基本条例なんかですと、市長部局のところは市の執行機関、それから議会という表現をします。ここで定めておる市というのは、執行機関と議会と含まれた市ですので、それぞれの条文が市ということが主語になりますので、今回検証の部分が非常に議論があったと思います。

担当部局は執行機関だから私たちはこうしたいというようなことを終始説明をしておったんですが、少し説明が不足しとると思います。その部分は、議会を踏まえた中で、市ですから、市がこういう執行を検討したいということを議会と協議をした上で、こういう検証をするというのは、これは可能ですので、ここで言う市というのは、議会も含まれた理念条例を制定しようとしておりますので、それは自分たちのことやということも踏まえて、この後討議と採決をいただきたいなと思います。

この市の解釈については、ちょうど休憩、私は席を外しまして、市長、副市長に

も確認をしておりますので、それはもちろん市と議会一体のものだということになっておりますので、そういう観点で討議あるいは採決に臨んでいただいたらと思います。

飯田委員長 今のことを踏まえて、自由討議に移りたいと思います。何か皆さんの御意見。

東委員。

東委員 自由討議ではないですけども、前向きでよろしいなと思います。

飯田委員長 ほかに。

田中委員。

田中一郎副委員長 今の局長からあった説明も、この間の誰かから質問されたときに、市とは何ですかという質問があったような気がするんですね。そのときには、市というのはもちろん議会も含んだ市ですという説明があった上での今回のあれなんで、私としては今、東委員が言われたように、ほんならもうちょっと議会もこの条例に入ってどうこういうのもあれなんで、あとゆっくり見詰めていくということで、我々も市というのは、今回の場合議会も入っとなやという前提のもとでの今日の審査、調査だったと思いますので、まあまあこんなもんでいうようなことと私は思いますけども、これが討論なるのか、議論になるのかわかりませんが、以上です。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 私もこの内容は見させてもらって、いいのかなとは思いますが、あとこの評価と検証の部分ですね。これいかに今後議会がそこに入って行くのかというところが一番の課題かなとは思ったりもするんです。これ本当に今の状況だと、我々参加してないような状況なってますので、これをじゃあ今後の検証とか評価にどういうふうに議会が加わっていくのかという部分、そこをある程度明確に今後求めていかないといけないのかなとは思いました。

飯田委員長 ほかにこのことについては。

西本委員。

西本委員 市としては一步踏み出したという形の条例提案だったと思うんで、内容もそうですけど、さっき副委員長が言われたように、一緒にちょっと見ていかなあかんという部分では感じてます。

飯田委員長 よろしいですか。

今のところ、要は評価、検証という部分への、明確に議会がそこへ参加していく必要があるかという部分についての、現状この中ではその部分が明確にはされて

おらんという部分があるんですけども、それを最終的には。

岡崎事務局長 この条例が制定されますと、市はという条文が生きてきますので、評価、検証のところも、いわば執行者が勝手に、商工会とこうしてこうしてこうしましたという話にはなりませんので、それが議会としてもそれはそれでいいよという話なら、委員会ですよ。そういう手法もありますよ。そこは双方の協議の中で、今後検証のあり方というのは。ただ一方的に市がこないしたい、こうしますという話ではないというのが、市が主語になっておるというみそですから、ですからそれは今からの話ということです。

飯田委員長 ということろで、討論に入りたいと思いますが、討論ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第2号議案、宍粟市中小企業等振興基本条例の制定について、賛否を問いたいと思います。

それでは、2号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致で可決ということになります。

ではその、1号議案については求めるわけですけども、今度はちょっと自分たちも参加するんやという意味のことをしていきたい。

続きまして、第4号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、この部分についての自由討議を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 討論は。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第4号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致と。可決です。

これについてもちょっと、私が言うのも変なんやけど、要は非常勤職員が関与するしないの部分があるというような答弁あったんですけども、この部分についてずっと同じような待遇を求めるといようなことはできとるんで。早急にしようという意思はあったと思うんですけども、その辺のところ。その辺のところちょっと考えても。よろしいでしょうか。

続きまして、第5号議案、宍粟市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の



一部改正について、この部分についての自由討議をお願いします。

津田委員。

津田委員 私これ聞いてて、当局の言っていることは十分理解できたんです。ただ、本来であればこういうのって、例えば買い戻し特約であったり転売禁止のある程度要綱とかそういったのを定めてから決めるもんじゃないかなというのがちょっと一つ疑問に思ったんですけど、皆さんいかがかなと思ひまして。

飯田委員長 ほかの方の御意見。

西本委員。

西本委員 それは、要綱そのものは後でもやるパターンはあるんですよね。あると思いますよ。条例決まってからでも要綱はつくれる。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 済みません、流れがちょっといまいぢわからないんですけど、本来はそういったのを精査してつくって、ここで議決するんじゃないかなと思ったりしたんですよ。ある程度形をつくってね。今のままで、例えばこれ条例だけが先走りしてしまうとか、そういったのも考えられないんですか。それは大丈夫なんですか。

飯田委員長 もう決まったことやでと。

津田委員 決まったことだからといって。

飯田委員長 東委員。

東委員 今、意見が出てましたけども、そういうことはあり得るんでね。それと、私は、あくまでも定住目的ということなんで、大いにそれは結構やと思います。だけど、問題が二つあったので意見もいったけど。議決を外すことへの問題と、それと転売の問題と。それと、津田議員の言われた譲渡価格の考え方とかね、案がでていたけどそれもいまいぢ、まあ何とか考えましようという程度なんで、やっぱりそれをここですぐに決めなくても、今3月なので、決めたらもう4月から即、公布の日から効力発生するので、別に今日決めなくても、慌てて決めなくても、6月ぐらいでもいいんじゃないかと思ひます。もう少し譲渡案なんかもきっちり精査、検討させてね、当局に。といったことでもいいんじゃないかなと思ひますので、継続にしたほうがいいと思ひますよ。

飯田委員長 今日のあれでも4月の委員会には出したい、というようなこと言うたいことはですよ、もうちょっと頑張ったら3月この時点でそこが出せとったかもしれんけど、出してないということなんで、どうかなというところは私も思ったんですけど。あと皆さんどない思ひます。

大久保委員。

大久保委員 僕はね、今日の中でね、3月にこれから委員会の中に出してくるということは言っていたんで、条例としては賛成して、進めるべきやというふうに思います。

飯田委員長 田中委員。

田中一郎副委員長 条例の文言云々の中で、差し戻しとかいう部分の規定をもっときちっと、要綱なりそういうものをつくってということもあるかと思うんですけども、それをしようとする意図は私自身は十分見とんで、これから我々委員会がどのようにチェックしていくか、いわゆる議会の一番大事な、批判するんじゃないかのようにチェックしていくかというところが我々にも課せられた大きな課題やと思うんです。

だから、それを出してからどういういうのもあれなんで、まあ普通に言えば、今も話出てましたけども、市というのは執行側と議会がある以上は、提案するだけじゃなくてチェックすることも大切なんやから、これから十分にチェック、我々もしていくということで、確かにあの条例見たら、詳細は書いてないですけども、運用規定についてもきちっと契約の時点でしますということなんで、今日の説明から言うたら、そういう部分では十分ではないと思いますけども、やろうとしていることの条例については、私としたらいいんじゃないかなと思っております。それで、これからそういう事例なりそういうものを執行部から引っ張り出してきて、それについて中身を精査していくのが、僕の今の考えはそうであるべき立場なんかなと思っております。

以上です。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 私も田中議員と、正直市がやろうとしていることは十分理解できるんですよ。本当に定住施策で打とうとしていることはわかったんですけど、実際この譲渡条件でじゃあ3年にしようかとか、5年っていうのもいいのかなとか、そういう、ちょっとまだそんな状況だったんでね。これ、ここまで急ぐ必要があるのかなというのが。

もっときちんとしたものをつくってから進めないと、もしこれで例えば4月から施行されて、僕が一番懸念しているのは、4月からこれが施行されてしまって、条例だけが先走ってしまって、何か進んでしまったとか、そういうことがないのであればあれなんですけど、実際そういう可能性があるのであれば、一旦とめて、もう

ちょっともんでから進めるべきなんじゃないかなと。

十分意図はわかってるんです。ぜひやってもらいたい部分もありますし、もうちょっと細かい特約であったり、転売禁止の要綱であったりとか、そういったのもどういった、例えばいろんな案があると思うんですよ。例えば本当に初めから譲渡するのがいいのか、例えば賃貸で5年貸してその後譲渡するとか、いろんな方法あると思うんですよ。

だから、行政にストップかけるわけじゃなくて、もうちょっとそういったところを精査して進めないと、我々としては逆にこれが通ってしまって、細かい要綱が決まってない状況で可決されました、議員ちょっと説明しろと言われても、ちょっと正直、今自分が説明ができないかなと。細かい説明がですね。その状況でこれを進めてしまってもいいのかなという、ちょっと今疑問点が自分の中でありましたんで、もう少しちょっときちんとして形にしたもので、自信を持って説明できる状態にしてからしていただけたら一番ありがたいなと思ったんですけど。

飯田委員長 西本委員。

西本委員 ただ、当局いわく、いずれにしても譲渡しようとするすると矛盾が、どっちにしても矛盾があるわけですよ。1番と2番とあったけど。だから、それはやっぱり、そういう意味では共通理解はあるんだけど、手法のことやけど。だから、この条例そのものは今回僕は個人的には可決して、要綱をつくる段階でともにもっともっとやっていくということは十分とれるんじゃないかと思うけど。

飯田委員長 東委員。

東委員 一番最初に言ったように、この条例制定は賛成の立場なんです。立場としてはね。ただ、一番最初言うたとおりに、もう少しきっちり当局が、担当部局できっちりやっぱりして、こうしますというようなことじゃないと、後から何とかせえやではやっぱり物事はうまくいかない。

それで、あくまでも悪いほうに考えるのはよくないことなんで、当たり前のことやけども、もう最終うか、一番の目的が定住ということなんで、これは大いにやってもらわないかんのやけども、善人ばかりではないので、世の中は。それと、私がこだわるのは、転売という二文字で、自分の家じゃないけど、自分の近くで大変なことになったことを知ってますので。だから、そういうことがあったらいいかなということであえてやっぱり。

それともう一つは、今ここでこの日に、3月議会で決めなくても済むことなんで、これが、この議会で決めないと回らんというんだったら、これは何とかせないかん

けどね。そうじゃないので、この議会では決めなくても、次のことで決めたって十分これは運用ができるという判断なので、やっぱり担当部局がもうちょっときちっとして持っていかないかなということをやったり、そういう意味で知らしめる必要があるということですわ。反対のための継続じゃなくて、賛成のための継続といって捉えてもらったらええけどもね。

飯田委員長 大久保委員。

大久保委員 僕は西本さんと一緒なんですけども、今日の当局のほうからの丁寧な、回答あったり、この前の本会議の中で質疑も出てて、当局が答えてて、その経緯もあって、自分なりに、前の条例も自分なりに納得するまで中身がわかるまで読んで、今回のこの一つの条例改正の中に二つの件があるんかということもだんだん読んでるうちにわかってきて、普通財産と行政財産の使い分けもちゃんと書いてあるし、定住の促進に資することという、今の宍粟市で言うたら本当将来の希望を有する問題ちゃうかなと思って、今日の丁寧さから言うても、これはここで議決して、あとは委員会のほうに提案してもらおう形で進めていくのが一番市にとってもベストなん違うかなというふうに僕は理解してます。

飯田委員長 ほかに。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 自由討議ないようでしたら、討論に入ります。賛成討論、賛成と反対と。討論いうほどもないんやけど。

暫時休憩します。

午後 4時33分休憩

---

午後 4時35分再開

飯田委員長 会議を再開します。

東委員 継続を願いたい。

飯田委員長 今、東委員のほうから継続という動議が出ましたので、これを議題として、皆さんの賛否を問いたいと思います。

今、東委員から出されました継続動議に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

飯田委員長 賛成少数です。

それでは、継続についての動議は否決されましたので、5号議案についての最終的な賛否を問う採決を行いたいと思います。

それでは、第5号議案について賛否を問います。5号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

飯田委員長 賛成多数で可決されました。

続きまして、第6号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、これにつきまして自由討議ございますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、討論。ございません。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、採決に移ります。

第6号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致で可決。

続きまして、第16号議案、宍粟市分収育林基金条例の廃止について、これについての自由討議はございますか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないですか。討論についてはございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、採決に移ります。

第16号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致で賛成、可決です。

続きまして、第17号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止について、これにつきまして、自由討議。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、17号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致で賛成、可決です。

次に、第18号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止について、これについても、自由討議。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 討論。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、18号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致で賛成、可決です。

次に、第19号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。これについて自由討議ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 討論。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第19号議案、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致で賛成です。可決。

続きまして、第20号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について、これについて自由討議がございましたら。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 討論もなしでよろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第20号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致で可決です。

第21号議案、農作物共済危険段階基準共済掛金率の設定について、これについての自由討議ございますか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 討論もございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第21号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致、賛成で可決です。

第22号議案、園芸施設共済危険段階基準共済掛金率の設定についてを議題とします。これについての自由討議はございますか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 討論。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第22号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致で賛成、可決です。

最後に、第23号議案、平成30年度穴栗市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についての議題に入ります。

これについて自由討議はございますか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 討論もございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、第23号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致で賛成、可決ということになります。

これで全ての議案の賛否がなりましたので、終わります。

一応これで全ての、終わりましたので、あとその他の部分に移りたいと思います。

【継続調査事項及び次回日程等を協議】

飯田委員長 これで本日の委員会を閉会します。

田中一郎副委員長 長時間御苦労さまでした。

(午後 4時56分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会総務経済常任委員会 委員長 飯 田 吉 則



平成29年度第9回総務経済分科会会議録

日 時 平成30年3月2日(金曜日)

場 所 穴粟市役所503会議室

開 会 3月2日 午前 9時02分

次 第

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 協議・審査事項

第79回穴粟市議会定例会付託案件審査

(企画総務部)

第24号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第6号)の関係部分

(まちづくり推進部)

第24号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第6号)の関係部分

(産業部)

第24号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第6号)の関係部分

(建設部)

第24号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第6号)の関係部分

第27号議案 平成29年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

第28号議案 平成29年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

第79回穴粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

4. その他

5. 閉会

出席委員

委員長	飯田吉則	副委員長	田中一郎
委員	津田晃伸	委員	大久保陽一
"	田中孝幸	"	東豊俊
"	西本諭		

議 長 実 友 勉

出席説明員

(企画総務部)

企画総務部長	坂 根 雅 彦	企画総務部次長	平 瀬 忠 信
企画総務部次長	上 長 正 典	秘書広報課長	三 木 義 彦
地域創生課長	山 本 信 介	総務課長	安 井 洋 子
財務課長	砂 町 隆 之	財務課副課長	大 田 貴 久

(まちづくり推進部)

まちづくり推進部長	富 田 健 次	まちづくり推進部次長	井 上 憲 三
まちづくり推進部次長兼市民協働課長	樽 本 勝 弘	人権推進課長	大 田 敦 子
消防防災課長	田 路 仁	市民協働課室長	石 垣 統 久
市民協働課副課長	西 嶋 義 美	人権推進課副課長	柴 原 宏 二

(産業部・農業委員会事務局)

産業部長	名 畑 浩 一	農業委員会事務局長	宮 崎 一 也
産業部次長	中 務 久 志	産業部次長兼地域産業課長	坂 口 知 巳
農業振興課長	前 川 満	農地整備課長	祐 谷 佳 孝
林業振興課長	中 村 仁 志	商工観光課長	寺 元 久 史
地域産業課副課長	寺 西 康 雄		

(建設部)

建設部長	花 井 一 郎	建設部次長	福 岡 清 志
建設部次長兼地域建設課長	寺 田 美 喜 也	建設部次長兼都市整備課長	太 中 豊 和
建設課長	井 口 靖 規	土地対策課長	榎 木 隆
水道管理課長	福 井 功	上下水道課長	坂 井 高 誉
土地対策課副課長	谷 口 浩 二		

事務局

局	長 岡 崎 悦 也	係	長 岸 元 秀 高
---	-----------	---	-----------

(午前 9時02分 開会)

飯田委員長 おはようございます。急に暖かくなってきたんですけれども、季節はめぐってくるということなんで、安心しております。

これから第18回総務経済常任委員会並びに第9回総務経済分科会を開催させていただきます。

先に分科会のほうから入りたいと思いますので、どうかよろしく申し上げます。また、今回、議案かなり混んでおりますので、皆さんの協力のもとスムーズに進められますように、慎重審議もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、始めたいと思ひます。部長、お願ひします。

部長。

坂根企画総務部長 おはようございます。委員長さん言われましたように、ようやく春めいてまいりました。3月議会、平成30年度の予算も含めて非常にたくさんの議案を審議をしていただきます。最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、この週末には染河内小学校、さらにはその次の週には神戸小学校ということで閉校式がとり行われます。4月からははりま一宮小学校という形で新しくスタートをするという、非常に節目の時期にもあるのかなと、そんなふうを考えています。我々としましても、全体的な総合調整も含めて今後鋭意努力をしていきたいというふうを考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次長のほうから補正の関係、説明をさせていただきますたいと思ひます。

飯田委員長 平瀬次長。

平瀬企画総務部次長 おはようございます。それでは、私のほうから、総務経済分科会資料に基づきまして、第24号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)の企画総務部関係につきまして説明をさせていただきます。

まず、秘書広報課関係につきましては、歳入で、国庫支出金におきまして、厚生労働省所管の社会保障・税番号制度システム整備事業補助金につきまして、12月補正予算調整後に確定したところにより、今回補正をさせていただくものでございます。

また、諸支出金におきましては、しろう光ネット・移動通信施設の移設補償費の国土交通省と兵庫県龍野土木の所管の分が確定をしたことにより補正をするものでございます。

次に、地域創生課関係につきましては、歳入で、国庫支出金におきまして地方創生交付金の充当事業の確定による減額、県支出金におきまして住宅統計補助金の確

定による増額及び繰入金におきましてブナ基金充当事業の事業費確定による減額の補正をするものでございます。

歳出におきましては、住宅・土地統計補助金対象経費を精査し、補正をしているものでございます。

次に、財務課関係につきましては、歳入で、特別交付税対象経費の精算による特別交付税の減額と、繰越金におきまして留保しておりました前年度繰越金を増額、諸収入におきましては雪害の市営住宅修繕工事の入札減による共済金の減額及び市債におきまして過疎対策事業債の最終配分額の確定による減額の補正をするものでございます。

歳出におきましては、3月補正の不用一般財源を活用して任意の繰上償還の増額と、諸支出金におきまして土地開発基金が保有しております普通財産の貸付収入分の基金への繰り出しを増額補正するものでございます。

以上でございます。

飯田委員長 ありがとうございます。

それでは、この24号議案関係部分について説明ございましたので、とりあえず論点整理は今のところ出ておりませんので、皆さん、これに対しまして御意見、質問ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。特にありませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 特にないようですので、24号議案につきましてはこれで終了したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

暫時休憩します。

午前 9時07分休憩

---

午前11時15分再開

飯田委員長 会議を再開します。

ただいまからまちづくり推進部のまず分科会から行いますので申し上げます。

富田部長。

富田まちづくり推進部長 企画総務部に続いての分科会の付託案件審査となります。まちづくり推進部の関係、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、座って失礼いたします。

第24号議案、平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第6号)のまちづくり推進部

並びに市民局の関係部分について、その概要を説明させていただきます。

本日お配りさせていただいておりますお手元の資料並びに追加資料、両方見ていただきながらよろしく願いいたします。

今回の補正予算は、平成29年度の各種事務事業について財源を含めた整理を行うほか、年度内の完了が困難となりました事業について繰越明許を行うものでございます。

それでは、事前に論点整理として御質問いただいております事項について御説明をまず申し上げます。

1点目の繰越明許になった理由はということでございます。議案書になりますが、補正予算書の5ページをごらんください。

第2表繰越明許費補正についてでございます。資料についてはございません。口頭で説明をさせていただきます。

まちづくり推進部が所管しております部分は、消防費、消防団詰所増築事業となっております。繰り越しを行います事業内容は、消防団施設整備事業として現在工事実施をしております消防団一宮支団第6分団繁盛部詰所増築工事と、増築工事に伴います消防団詰所新築等工事設計監理業務となっております。

増築工事は、平成28年度にそれまでの上岸田部と百千家満部、そして黒原部の3部が統合して繁盛部となりましたが、それに伴いまして団員の待機スペースが手狭になるということで、既存の詰所を増築しているものでございます。

繰り越し理由ですが、一つには、工事契約の時期が、入札の不調等によりまして、当初昨年12月中旬で契約を締結しようという予定だったんですが、その見込みが1月にずれ込んだこと、結果、契約者はアキタ建築さんとなっております。二つ目には、増築工事に関しまして、既存の詰所と増築部分との取り合い部調整に日数を要したこと、三つ目には、1月から2月の異常な寒波の襲来によりまして、基礎工事並びに左官工事などコンクリートの養生に不測の期間を要したことが原因となっております。こういったことで、年度内での完成書類の整理も含めた全ての工事完了が困難ではないかということで判断させていただき、560万4,000円の工事費の明許繰越を行うものでございます。

また、先ほど申しました工事に伴いましての監理業務ですが、これにつきましては、中道一級建築事務所と契約してございますけども、増築工事の明許繰越に伴いまして繁盛部詰所増築工事に係る部分が繰り越しとなりますので、増築工事と合わせて設計監理業務も30万4,000円を明許繰越するものでございます。合わせまして、

予算書に上げてございます590万8,000円の繰越明許を行うということで提案をさせていただきます。

次に、論点整理で二つ目にございました地域生活交通対策事業補助金の事業実績見込みは、それと、補助金の減額は特別交付税の減額と関係あるのかということについてでございます。

本日追加資料としてお配りさせていただいた資料を見ていただきたいと思っております。

地域生活交通対策事業補助金の事業実績見込みにつきましては、そのお手元の資料でございますとおり、1億3,696万4,000円ということでその見込みを立ててございます。当初の予算と比較いたしまして増減で4,700万円の減といたしております。ただし、今回補正予算で上げさせていただいております4,600万円の減なのですが、その中に穴粟市のフリー乗車券等の定期券の購入費の部分の費用も100万円を見てございまして、合わせて予算上におきまして4,600万円の減ということになってございます。

次に、補助金の減額が特別交付税の減額に関係しているのかということにつきましては、先ほど企画総務部のほうから説明もあったろうとは思いますが、関係してございます。特別交付税につきましては80%の算入率でございますので、計算いたしまして、3,600万円の特別交付税の減額ということになってございます。

その他、まちづくり推進部、それから市民局の関係部分の所管事業に伴います歳入並びに歳出における補正の内容、金額、それから補正理由につきましては、本日お配りしております総務経済分科会の資料のとおりとなっております。

概要なのですが、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。  
飯田委員長 一応論点整理についても説明がございましたけれども、今の回答に對しましてございますか。

まず、繰越明許について、特に質問ございませんか。理解できました。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 あとは交通対策事業の分について。これについても今説明がありましたので、大体理解できました。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 これ以外でほかに、この中で何か補正について質問がありましたらお願いします。

東委員。

東委員 ちょっと1点お聞きしたい。あの資料の1ページの一番下の200万の事業、これ何の事業。一番下の予定団体の事業断念のこれ、何の事業だったのかちょっと教えてくださいね。

飯田委員長 樽本次長。

樽本まちづくり推進部次長兼市民協働課長 市の補助金、地域活性化拠点等整備事業補助金の部分について御説明させていただきます。この事業につきましては、兵庫県が実施しております地域再生大作戦の中の部分につきまして、地域が取り組もうとされている部分に関しまして市の上乗せ補助を改めて設置したものでございます。その中で、県が2分の1、残りの2分の1を市と地域で担うという形で4分の1を計上しております。

その事業名といいますのが県の「がんばる地域」交流・自立応援事業の中の拠点整備ということで、800万の予定をされておりました。これを事業を進めるに当たりまして、その地域との自己負担の部分であったりとか、その実施に当たっての協議が調わなかったということで、取り下げが行われましたので、今回市の補助金についても取り下げさせていただきました。

以上です。

飯田委員長 ほかにございませんか。

ちょっと1点聞きたいんですけど。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 論点出てなかったんですけど、この2ページのところのカヌー競技場の件なんですけど、前、繰越明許になったですよね。それと、その分で工事が完了すれば一応全てが整うというような話であったと思うんですけども、状況的に今回この分で最終的に整備工事が完了するというふうに考えていいんですか。

田中一郎副委員長 富田部長。

富田まちづくり推進部長 前回のときも御説明させていただいたと思うんですが、4月にジュニアの選考会がございます。それに向けて最低限の整備というのを平成29年度の予算をもってやっていくということで、まだまだ整備については十分ではございません。今回同じように平成30年度の予算ということでカヌー整備のほうも上げさせていただいておりますけども、今年の平成29年度の予算で全ての施設が整うかということになれば、整わない、これからもまだ整備の必要があるということでございます。

それと、この3月の補正予算の資料2ページでございますけども、これについま

しては、県とのいろいろな協議の中で、ふるさとづくり推進事業補助金というのが県からの追加交付がございました。それが747万円でございます。その追加交付に合わせまして、従来過疎対策事業債を充当しておったんですが、その分740万円を減額させていただくということです。起債の場合には10万単位になりますので、端数整理といたしまして7万円はありませんけども、740万円の減ということでございます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、まだ現状、今のままではまだ整備は完了しないということで、次の事業がまだ用意されているということになるんですか。

田中一郎副委員長 富田部長。

富田まちづくり推進部長 平成30年度にもその所要の予算を提案させていただいているところでございます。

飯田委員長 わかりました。

田中委員。

田中孝幸委員 追加資料をいただいた分科会の4,700万の減の内訳で、経費のほうで1,650万少なくなりましたと。それから、県と国の補助金が90万ふえました、運賃収入が2,960万ふえましたということだと思っんですけども、大型、小型バスの1,650万の経費が減った内訳ってわかりますか。

飯田委員長 西嶋副課長。

西嶋市民協働課副課長 大型バス、小型バスの運行経費減の内訳でございますが、大型バス費用につきましてはおおむね150万円、小型バス費用につきましてはおおむね1,500万円の減という形になっております。

飯田委員長 田中委員。

田中孝幸委員 大型は150万はわかるんですけども、小型のほうで1,500万減ったというのは、当初見積もりというんですか、出されてると思うんですけども、何が起因して減ったのかというのがわかれば。

飯田委員長 樽本次長。

樽本まちづくり推進部次長兼市民協働課長 この平成29年度予算でございますが、バス事業年度というのが10月に始まって9月で終わるということになっております。再編後1年間は見込みで平成28年度予算かけておりました。平成29年度予算を組むに当たりまして、その実績に基づいて本来予算を組ませていただくのが本来なんですけども、私ども10月ぐらいから予算編成にかかっております。その時点で実績報告と



というのが基本的には12月ぐらいに事業者から出てくるようになっておりますので、最初の見込みの部分で平成29年度予算は組ませていただいていたので、小型バスについては特に大きくちょっと経費的な部分が開きが出たのかなと思っております。平成30年度予算につきましては、丸々この1年間の経費というのが出てきておりますので、それに基づいて計上しております。

以上でございます。

飯田委員長 田中委員。

田中孝幸委員 はい、わかりました。あと、運賃収入が2,960万ふえたいというのは、何かめっちゃめっちゃ多いような気がするんですけども、これも同じようなことですかね。

飯田委員長 樽本次長。

樽本まちづくり推進部次長兼市民協働課長 予算計上に当たりまして、先ほど説明させていただいたとおりなんですけども、平成28年度につきましても思っていた以上に収入があったということで、補助金を減らさせていただいておりますし、今回もその実績に基づいて減らさせていただいております。

今回の場合ですと、利用人数もふえているということも一つの要因なわけですが、基本的に運賃の金額も今回見直したので、もう少し減るかなという思いもございましたが、前年度同等程度の運賃収入が上がってきたということで、今回の整理に至っております。

以上です。

飯田委員長 よろしいか。ほかに。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ほかにないようでしたら、分科会のほうは。

東委員。

東委員 分科会で、その他になるんですけども、分科会資料の3ページ、参考までに、げんき大作戦のね、これで参考までに教えてほしいんですけども、4番目の飯見元気プロジェクト運営委員会のところが、この金額、認定額は何か理由があってこの認定額なのか、ちょっとそれだけ教えてください。

飯田委員長 樽本次長。

樽本まちづくり推進部次長兼市民協働課長 この認定額につきましては、提出いただいた団体からの希望金額になります。希望金額というか、対象金額になります。枠の中でしたら40万とか50万とかいう補助があるんですけど、この部分だけの支援

がいただきたいということで申請をいただいておりますし、審査に基づいて、極端な話、食料費の部分の一部ではこれは認定できませんよという形で、ほかの部分については削っている部分もございますが、基本的には申請いただいた部分の金額になっております。

飯田委員長 よろしいですか。ほかに。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、24号議案の部分についてはこれで終了したいと思います。

午前 11時34分休憩

---

午後 1時20分再開

飯田委員長 会議を再開します。

産業部の審査を行います。

分科会のほうから入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

付託案件としましては、24号議案の補正予算について入りたいと思いますので、よろしく願いします。

産業部のほうから何かこれについて補足説明ありましたら。部長、ありませんか。

じゃあ、論点整理出てますので、この分について進めていきたいと思います。

それでは、質問いたします。まず、5款1項6目19節ということで、耕作放棄地対策事業補助金の執行の課題と今後についてということをお願いしたいと思うんですけども。

祐谷課長。

祐谷農地整備課長 失礼します。それでは、本年度農地整備課歳出のほうで5款1項6目19節、耕作放棄地対策補助金執行の課題と今後という形で説明させていただきます。

今回3月補正のほうで耕作放棄地対策補助金のほうの減額補正という形で、その内容のほうは条件整理の上で判定上利用権設定また地目変更登記が原則の条件になっておるんで、ここに、この補正によって一応事業費の今年度の支出という形で減額補正させてもらってます。

論点の中にもありますように、この事業の執行の課題と今後という形で、この要綱、平成28年12月より適用という形で、広報及び農会長会を通じて事業の啓発、推進を図ってきており、現在までに10件の相談を受けております。農業委員会さんと

もに現地の判定のほう、現地確認実施し、対応しておったところ、そのうち平成29年度1件のみの申請に至っております。

この事業の対象の条件が、再生後5年以上の適正管理が見込めるものとして、条件として対象農業地、土地所有者の5年以上の利用権設定、また農地以外については地目変更登記した土地所有者という形の要件を附せております。それで、一応今回についてもこの課題の中で1件実績がありました波賀町の上野のほうで実績がある方と、まだ実績報告は出ていないんですけども、この事業の中の取り組みによって制度の変更、見直し等の意見もお聞きしております。

それで、うちの課としましても、平成28年度に新たにこういう要綱をつくって事業啓発をしておるんですけども、なかなか取り組みにくいのではないかという形の意見をいただいております。うちの課としましても、荒廃農地とはいえ、個人所有の土地である以上、補助制度のあり方が問われるところなんですけども、耕作放棄地があるということは、放棄地の土地よりもむしろ周辺の土地に影響が及んでしまうということもありますんで、この制度と余計にまた、農地の再生利活用というのがこの事業は一番のメインなんですけども、そういう周辺の土地のことも考えて、農村環境整備というような形で草刈りだけでも補助ができないかというようなことも検討の中に入れながら、この事業の検証をしております。

それでまた、耕作放棄地については、多面的機能支払交付金事業というのを今現在宍粟市で60組織ほどされております。それで、前回も上ノ下がテレビ放映とか県の大賞を受賞され、すばらしい事業やという形であったんですけども、そういった形の中で、地域協働で耕作放棄地解消に向けて活動ができるといった面もありますんで、できるだけこういった事業をもとに強く推進していきたいと思っております。

いずれにせよ、耕作放棄地対策事業、これは個人とかでも対応できますんで、魅力的で利用しやすい制度となるよう、今後も今年度事業を行われた方の再度意見を聞きながら協議していこうと思っております。ちょっと今年度は実績として今回の補正のほうで減額補正という形で補助金をださせてもらっております。

以上です。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 この1件が、一応実施されとるというんですけど、内容的にどういふことをされとんでしょう。

田中一郎副委員長 祐谷課長。

祐谷農地整備課長 これは耕作放棄地の分類で言えばB分類という形で、再生利用

が困難と見込まれる荒廃農地という形で農業委員会さんのほうと現地確認して、非農地通知が出ている土地であります。それで、一応これも条件としてはB判定のところは地目変更登記の謄本を確認した上での補助対象となるんで、一応ここ、波賀町上野さんのほうは地目変更登記が完了したんで、現地のほうではセンダン、一応広葉樹はいけるといって形で、センダンを50本植えていただいております。

以上です。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 センダンの植栽についてはほかの地域でもやっておられるところもあったと思うんですけども、放棄地として荒らしてしまうよりも、そういう形の木を植えてという方法もあるかと思うんですけども、できるだけ農地として何とか利用できる方法がないかという部分が一番、当局としても望まれるところやと思うんです。

その辺のところをもうちょっと研究して行って、もっと、前々からよく言っています地域に適した作物であるとか、そういうものをもうちょっと研究して、ある一定の地域に進めていく。こういうものをその、放棄地を何とかして、そこで栽培する。結局山菜なんかでも結構あるんですよ。ああいうものをやっていくとかいう方法も、今から研究しなさいじゃなしに、産業部として何とかそういうことを、みどり公社なんかと連携しながらつくっていくという方法にできないかなと思うんです。いかがでしょう。

田中一郎副委員長 祐谷課長。

祐谷農地整備課長 先ほど飯田議員さんのおっしゃられるとおり、確かにB判定になれる農地の、私どもも現地、波賀町のほうにも確認してまいりました。シカ柵のノリ網をして、超音波による獣害の防止、また、センダンというのが、多分波賀町のあの箇所がぎりぎり、基本的にはぎりぎりの最北端かなと思っております。梯のほうではこの事業前はかなり大きな木を植えられて執行されておるんですけども、確かに現地のほうはシカ柵の、しておるんですけど、中にシカが、獣害被害にかなりあらわれています。

それで、先ほど言われるように、推奨作物のような形で、またサンショウ、また、昨年来からちょっとあったんですけど、ミツマタの栽培というのも今かなり進んできてあって、うちのほうもその状況を安定的に需要供給のほうが図れるようだったらそれを推奨できるという形で、今その辺の状況も聞きながら進めていこうと思っております。

それで、確かにB判定ですとそういう花木の、A判定のところはそういう苗木の形で農地として利活用いう形がいけるんで、今のところそっちの農地としての利活用をどうにかしないと、結局非農地証明で山いうか、地目変更して、山林に戻すと、果たして耕作放棄地対策になるのかなというのがありますんで、その辺も平成30年度検証しながら進めていきたいと思っております。

飯田委員長 これについてほかに誰か。ありませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、次に、5款2項3目、12と15節になります、造林整備事業の減額理由という部分で、これについては委員会の中で一度説明は受けたように思うんですけど、もう一度内容について説明をお願いしたいと思うんですけども。

中村課長。

中村林業振興課長 これ市有林の整備事業の減額理由ということで、これ立木販売も含めてなんですけども、そもそも平成29年度の造林補助金、これっていいんですが、例年ですと、例えば平成28年度ですと4億2,400万ほどが市内のほうに割り当てられとったと。そういう状況の中で、今年度につきましては、その約4割しか配分されなかった。具体的に言いますと、大体1億6,900万ほどなんですけども、その中で、市、それからあとほかの、宍粟市にはほかの民間の林業事業体さんもかなりいらっしゃるんですけども、そういった方々と造林補助金を分け合うような格好になっております。

そうすることで、当初宍粟市としましては、市有林整備を計画的に進めていくという観点で42ヘクタールの市有林整備を計画しておったんですけども、これがやっぱり民業の圧迫ということにもつながるといこともありまして、今年度につきましては、市の収益のほうも、造林補助金のほうの見通しが暗いという状況の中では、市の収益という部分でもやはり補助金がないとマイナスということもあり得ますので、そういったことも含めまして、今年度につきましては最低限必要な、事業費としてしなければならない地区っていうのが一宮町生栖のユリっていう地区だったんですけども、その分10.24ヘクタールなんですけども、その分の搬出間伐を行っております。切り捨て間伐とあわせてやっております。

本来我々のほうとしましては年次計画的に市有林整備というのを進めていくと。それで森林保全を保とうという観点で今取り組んでおるんですけども、今後国、県の意向では造林補助金の見通しも暗いという状況ですので、今後宍粟市としまして

は、造林補助金に頼らないでも市有林整備を計画的に進められる、そういった取り組みを今検討している最中でございます。

具体的にはまた平成30年度の事業の中でまた提案させていただくようになるかと思うんですけども、やはり収益というのも当然宍粟市は必要ということもありますし、それから、市有林整備を計画的に行うということも当然必要でございますので、双方が両方とも満たせるような格好での発注形態を今後また新たに考えていきまして、収益性があるなおかつ計画的な市有林整備を推し進めていこうというふうに考えております。そういったことで、今年度につきましては、最低限必要な事業地区である分だけの執行ということになっております。

以上でございます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 その部分についてはいたし方ない部分やと思うんで、今ちょっとおっしゃられました造林補助金を必要とせずにある程度の収益性を持った方法、そんな方法あるんですか。

田中一郎副委員長 中村課長。

中村林業振興課長 これまだちょっと検討段階なんですけども、以前宍粟市のほうでは長期受委託契約というのを林業事業者さんと結んだりしてたこともあるんですけども、そういった長期的な視野に立った観点で、例えば長期受委託契約を結ぶと。それから、今までは林業事業者さん、いわゆる山師さんですね、そういった方々を対象に事業発注しておったんですけども、我々は循環型林業の構築というのも当然推し進めてますので、川中、川下の製材業者さん、あるいは工務店さん、そういったところも含めて、雇用のニーズに応じたような材の供給というのを図りたいというふうに考えております。

それをしようと思ったら、川上の素材生産業者さんではなかなかそのニーズというのがわからないということもありますので、まだこれちょっとわかりませんが、今後そういった製材業者さんとか、あるいは工務店さんを対象にして、真に必要な宍粟材というのを求められる業者さんに対象になっていただくと。そういった中で安定的に材を供給する体制、そういったものが今後宍粟市には必要なのかなというふうに私のほうでは今考えております。

これを今後また内部で検討する中で、もしできたら、そうした中で今、市有林というのも当然3,700ヘクタールまだある中で、今後ますます放置森林のことも市としては検討していかなとあかんと。そういう中ではやっぱりこういった取り組みが

必要なのかなというふうに私のほうでは考えます。

以上でございます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 今新しく考えていこうという取り組みは、結局、先ほどこの話の中も市有林から入っておるんですけども、当然一般の民有地、民有林に関しても施策としてそういうことは可能になるように考えていってもらえるということなんでしょうか。

田中一郎副委員長 中村課長。

中村林業振興課長 これは、市としましてといいますか、国自体が今、市の体制強化と市の役割と、その分についてかなり強く、いろいろ市有林の保全という部分とか、それから森林管理という部分、その部分を市のほうの役割強化ということで今言われております。今、我々のほうでは、森林保全に意欲のある方、いわゆる森林保全に関心のある方ですね。そういった方を対象に、今、森林整備のほうを進めておるんですけども、全く山に関心がない、いわゆる放置森林の方ですね。そこにつきましても市として今後は関与していかなあかと。

そういう中で、我々のほうでもいかに森林整備を進めていくかというのを今後また具体的に模索していかないといけないんですけども、その第一弾として、今お話しさせていただきました長期受委託契約というのも一つの方法かなというふうに考えております。

以上です。

飯田委員長 わかりました。

東委員。

東委員 今の件で、それは宍粟市独自で考えるということだったんですけども、今。委託契約のね、長期の委託契約。それによって造林補助金の予算割り当てに影響はないわけ。

飯田委員長 中村課長。

中村林業振興課長 今我々のほうで考えておりますのは、ひとまず造林補助金は別建てで考えておまして、簡単に言いますと立木の販売代金から実際に搬出にかかる費用、運搬も含めてですけども、その分を差し引いた分の収益ですね。その分を委託業者さんと分配しようと。それに造林補助金が仮に入った場合、その分につきましても当然その収益としてみなして、全体の収益額として二分すると、そういう考え方で進めたらどうかなというふうに今考えておるところでございます。

飯田委員長 よろしいですか。

津田委員。

津田委員 森林セラピーの事業の減額理由、これ中見させてもらったんですけども、事業内容の見直しを行ったって書いてあるんですけどね、どういうふうな見直しが行われたのか、教えて下さい。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 森林セラピー事業整備工事費の減額の説明させていただきます。

まず1点目は、赤西のセラピーロードのところの先代スギという大きな木があるんですけども、そこがセラピーの最終地点の目玉のようなところなんですけども、セラピーを始めた平成28年の当初に樹木医さんのほうから、あそこをたくさんの方が入ると木が弱ってきてますよというような御指摘がありまして、その中で、千年藤なんかでやってるようなすのこのようなもの、根を傷めないようにしたほうがいいということで提案を受けて、森林王国とも協議して、やっていこうということで計画をしておりましたが、その後1年間実際セラピーをガイドさんがされる中で、今年実施段階でそのものを今からやりますよという提案を再度ガイドさんのほうにもさせていただいたら、そこになるべく人工物がないほうがセラピーとしてはいいんですというような意見がありまして、それでもちょっと近寄れるようにということで、規模を縮小した提案もさせていただいたんですけども、ガイドさんのほうからそこまで近づかなくても今セラピーできているので、それやったら人工物がないほうがいいということで、その部分を取りやめをさせていただいたということです。

あとは運行路の整備という費用を置いてまして、それは入札減であるとか、台風なんかの路面の悪化を想定しておったんですけど、そういうものがほとんどなかったということで、実施をする必要がなくなったということで減額をさせていただいております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 今その先代スギに、前、手をつないでするとというようなことをちょくちょく見かけて、それが皆さんやりたかったような人もあるかと思うんですけども、今現状そこへ、そこまで行けないようにしてあるのか、どういう状況なんでしょう。その辺をお聞きしたい。

田中一郎副委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 今現状近づかないというか、入れないということで周りにロー



プを張って、それ以上は入らないでくださいというふうな措置をしまして、セラピーではそこまで行って、そこから手をかざしたりとか、その周辺で横になったりとか、そういうプログラムで今されてて、そういうことをするんであればそういうものがないほうがより自然でいいということでの御意見で判断させてもらったというところです。

飯田委員長 わかりました。

ほかに24号関連で何か。

東委員。

東委員 防止柵の、防止柵が取りやめになったということになっておるけども、単純に理由だけちょっと教えてくれる。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 正確な理由ということはないんですけれども、こちらのほうとしても自治会からの要望ということで予算を置いておりました。ただ、自治会のほうで再度精査した中で、お金等の関係もあったんだと思います。補助金といいながらも、全額が補助が出るものでもありませんから、その部分の費用の部分も勘案した中でやめたいんやということで聞かせていただいたので、その分は、申しわけないですけど、2地区分は減額ということになっております。

飯田委員長 東委員。

東委員 いやいや、全額もちろん補助やないんやけども、それはわかっただけけども、要はもうよろしいですわ言うから減額しただけのことやね。それで、そのよろしいわいう、気になったんでね。例えば、もう柵したって余り効果がないからもうやめようかなのかね、それとも、本当はもうちょっと補助があったらいいのにとか、その辺が非常にあるので、それで聞いたんだけども、課長全然知らんと減らすだけじゃあかんわの。よく聞かないかん。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 申しわけございません。その部分は怠っていたのかなと思います。ただ、申しわけないんですけども、私どもも反対になぜですかとか、そういう話を相当聞いた中で、ほんなら補助金ふやしてくれとか、そういう形を言われましても、到底そののところまではいかないのかなと。ただ、現状ほかのところはそれでやっておられると。その補助金の中でやっておられるということもありますので、それで了解をしていただいた中でやってもらっておると思っておりますので、そうですけれども、そういいながらも、やはりそういう柵の部分でまだ困っておられる方が

おられますので、その部分については今後もう一度検討し直した中でやっていこうと思います。

飯田委員長 東委員。

東委員 いや、補助金はふやす、ふやさないという問題じゃなくて、要は今皆さん困っておられるわね。シカやシシでね。だから、さっき言ったように、例えばシカ柵なんかも余り効果がないという声もあるんですよね。現実にはシカ柵したってどんどん入ってくるとか、それからシシは下くぐって入ってくるとか、いろんな被害者による苦情ですね。それが出てますよね。

だから、どうしたらいいかということをやっぱりみんなで考えないかんで、だから、さっき言ったように、効果がないからやめるんやというような理由だったとしたら、それはやっぱり考えていかないかんことなんで、それで言ったんですよ。皆さんの意見をよう聞いてやってほしいなと思いますね。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 申しわけございません。そのところはよく確認した中で今後事業のほうさせていただきたいと思います。

飯田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ほかにないようでしたら、分科会の24号議案、補正予算に関する審査を終わりたいと思います。

暫時休憩します。

午後 1時47分休憩

---

午後 3時00分再開

飯田委員長 会議を再開します。

建設部の審査に入ります。最初に第24号議案、宍粟市一般会計補正予算第6号の関係部分の審査に入ります。論点整理がでていますので繰越明許の部分についての説明からお願いします。

花井建設部長 引き続きの委員会、大変御苦労さまでございます。

大分春らしくなってきました、おくれている工事もちょっと順調にしないといけないなというふうに、できるだけ繰り越ししないようにということで頑張りたいと思います。

それでは、論点整理表の分からでよろしいですかね。説明、それぞれ担当のほう

から御説明しますので、よろしく願いいたします。

坂井上下水道課長 失礼します。

それではまず、1番のほうの米山橋下水道添架管移設事業の繰り越しに関して御説明します。これにつきましては、市道高下1号線の改良に係る米山橋への下水道添架管の移設工事なわけなんですけれども、市道高下1号線の繰り越しに伴いまして、上部工がかからないと移設ができないので、それに伴う繰り越しです。

以上です。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 番です。道路新設改良ということで9,600万補正を、繰り越しということをお願いしたいと思っております。路線につきましては、高下1号線と石ヶ谷穴栗橋線でございます。

高下1号線につきましては、道路改良と米山橋の橋梁の架設ということで、年度内完成を目指しておりましたけれども、橋梁関係のクレーン車の設置場所等の関係で、道路改良工事と橋の架設のヤード等の調整に不測の期間を要しまして、繰り越すということにさせていただいております。

石ヶ谷穴栗橋線につきましては、今年度、中国縦貫よりも南側のところに今現在工事中ですけれども、隣接する関係者との間で個人地と市有地の交換等の協議にも不測の期間を要しまして、繰り越すということをお願いしたいと、了解をお願いしたいというふうに思っています。

続けて、3番ということで、橋梁維持補修ということで、これにつきましては河東大橋で、以前もちょっと変更等が発生しましたというところでありまして、1点目の原因につきましては、河川管理者であります国土交通省から、当初は10月ぐらいから着工してもいいですよというようなことも伺っておったわけなんですけれども、台風等の襲来もありまして、渇水期である11月から着工しなさいよという指示があり、着手がおくれております。また、河東大橋にはN T Tケーブルが添架されておまして、桁の塗装をするんですけれども、それに接触しておりますので、そちらのほうの撤去に時間を要したためであります。

番であります。工事内容につきましては、田井川です。300万円でございます。これにつきましては、12月補正で予算承認をいただいた関係であります。12月、即設計をしておりましたので、即発注すれば年度内に完成ということで見込めておったんですけれども、現場で工事内容を説明する中で、ちょっと協議に時間を要しまして、繰り越すということで承認をお願いしたいと思っております。これにつきましては、

今、地元の協議も終わっておりますので、4月の初めぐらいに発注して、今度水が出るまでには、洪水期までには完成したいというふうに考えております。御承認をお願いします。

飯田委員長 続けて 番を。太中次長。

太中建設部次長兼都市整備課長 そしたら、ページは2ページになるんですけども、番の市営中山台団地建設事業について御説明させていただきます。

補正額は2,629万1,000円です。理由といたしましては、まず、この事業、平成28年度から29年度にかけて設計を行い、そして平成29年度から30年度にかけて本工事を行うものです。そして、平成28年度の秋に基本設計ができた段階で近隣住民の方々に説明をさせていただきました。そのときに、現場が高台であるというところに、さらに4階の建物が建つと、かなり日陰の影響が出るのではないかと。それともう一つ、傾斜地に近いところなので、圧迫感があるということで、そして冬至の時期、12月なんですけども、一番日の短い時期に日陰の影響を現地調査させていただきました。それで設計に反映させていただきました。その結果、一番西側の1戸を減らして、4階の部分を1戸減らして一部3階建てとするような形で近隣住民の方の了承を得ました。それに3カ月ほど要しまして、結局設計の完了が3カ月おくれ、そして工事の発注がそれだけずれ込んで、年度内の予定出来高が達成できないということで、今回3カ月間の繰り越しをお願いするものであります。

以上です。

飯田委員長 もう一点、道路維持補修事業について、井口課長。

井口建設課長 2ページ目の(2)番の補正(変更)という分であります。道路維持補修事業でございます。

内容につきましては、今回補正額ということで500万円ということになっております。内容につきましては、中井1号線でございます。これにつきましては、昨年度の要望に基づきまして当初予算より計画をしており、10月から工事発注をしたいというふうに考えておりましたが、今年度になりましてから地元に入って工事内容等を説明する中で、これに接続する隣接のところでも狭い箇所が、狭小な箇所があって、そちらのほうもしてほしいというような要望がありまして、結果的には当初予定しておったところを実施するわけなんですけども、その調整に時間を要して、繰り越しと承認をお願いしたいということになっております。

内容につきましては既に公告をしておりまして、3月には業者が決まって工事着手する予定というふうになっております。御承認をお願いします。

飯田委員長 第24号の繰越明許費の部分の説明がありました。これに関して何かありますか。

次になれば補正全体の中での質疑ありましたら。

東委員。

東委員 ちょっと教えてほしいんですけども、地籍調査事業の予算配分というのがあるわね。それで、これは今回も、これページで言うと4ページになるんやけども、資料の4ページに3,400万余りの補正になっとんんですけども、地籍調査の事業の予算配分がこれ確定したということになっとんやけども、これは強制というか、もうこうですよと言われたら、はいわかりましたになってしまうん。その基準っていうんかな、は何かあるんかな。ちょっとどうもわかりにくいので、ちょっと教えてください。

飯田委員長 榎木課長。

榎木土地対策課長 地籍調査の財源としましては、基本的には交付金と負担金ということで今2本立てになっておるんですけど、どちらにしても国の割合が50%という財源が決まっております、それにあと県が50出すか25出すかという違いがあるんですけど、基本的には国の予算が割り当てられて、県に割り当てた分をまた各市町村に県が割り当てるという中で、国の予算がここ例年横ばい状態でありまして、その中で地籍調査を実施しておる自治体が年々震災等を受けまして地籍調査が見直されてふえておるといところで、今まで大体要望した100%はつきよったんですけど、今年につきましては70%しか県のほうに入ってこなかったと。当然市町村のほうにも要望額の70%しか入ってこなかったというふうになっております。

飯田委員長 東委員。

東委員 ということは、結果としてはもう、あくまでも受け身で、これ以上はできないということになってしまいうことやね。あくまでもね。

飯田委員長 榎木課長。

榎木土地対策課長 おっしゃるとおりです。国の予算で、今回うちの、今、市長が県の推進協議会の会長ということで、要望も1回も2回も行っていただいて、この中で財源確保に努めておるとい状況でございます。

飯田委員長 他に。

他にないようでしたら第27号議案、平成29年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について。

大久保委員。

大久保委員 27号議案の施設調査設計業務委託料が6,420万円減額している、そのなぜかいうことを教えてください。

飯田委員長 坂井課長。

坂井上下水道課長 まず、ストックマネジメント計画策定にあたる予算なんですけど、当初予算の段階でガイドラインに基づき積算して、予算化していたんですけども、平成28年度末、3月末ごろなんですけども、国交省よりストックマネジメント実施方針の策定例というのが出されまして、より実施に近い形の例が出されたことで、平成29年度の発注に際しましてはその策定例を参考に、宍粟市の実情に応じた計画内容に修正していく必要があります、それを、まあ言うたらガイドラインそのままですとオーバーオレイな部分とか、そういうものがありますんで、今後の補助の採択に支障がないように仕様書を見直しました。その結果、設計額で約1,600万円の減と、約16%ぐらいの減なんですけれども、またそれから、それを実施で発注したわけなんですけれども、一般競争入札におきまして、まず落札が約44%の落札率ということで、これで約、金額4,800万が不用となりまして、それと合わせまして6,420万の減額補正ということになっております。

以上です。

津田委員 先ほど聞いた、落札率が44%って、そんなに安くなるものなんですか。

飯田委員長 坂井課長。

坂井上下水道課長 この委託業務に関しましては、もうほとんど労務がほとんどでして、ほんで3社応札、応じてくれたんですけれども、一番上が100.98%、おおむねうちの設計と同じぐらいの金額。それで一番下がその44%で、ばらつきがある。やっぱり労務なんで、なかなかコンサルによって考え方が、どういうことなんかわからんですけれども、委託業務に関してはよくそういうことがありまして、もうほんまに労務なので、工事と違いまして何か買って据えつけないあかんとかいう部分がないんで、いろんなノウハウをどんだけ持つとるかというのでも多分差が出てくると思いますので、それだけの差が出てくるんだと思います。

飯田委員長 よろしいですか。これについて他に。

次に、第28号議案、平成29年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について。

大久保委員。

大久保委員 同じようなことなんですけれども、28号議案の工事費の請負費のそれぞれの減額理由を教えてください。

飯田委員長 坂井課長。

坂井上下水道課長 御説明いたします。

まず一つに、公共ます設置工事費ということで約50万を減額しております。これは当初予算で大体枠でとっておるんですけども、件数は予定よりふえたんですけども、1件当たりの工事費用が少額に今回はなったということで、それと波賀の申請件数がゼロであったということで、波賀で計上していた50万を減額しております。

それから、施設整備工事費ということで3,308万円の減額をしておるんですけども、これに関しましては、国庫補助事業で実施の機能強化工事、長寿命化工事しとんですけども、これに関しまして、平成29年度は土万南浄化センターを予定して、今もやっとなんですけども、これに関しましては当初は事業費で9,950万の要望を行ってあったんですけども、これも国費の関係で要望額に対して約70%の交付決定ということになりまして、それに合わせて事業内容を変更したということで、その分の、それと一般競争入札で落札も91%であったということで、それと合わせまして3,308万円の減額としております。

それからもう一つ、1,495万円なんですけれども、これは管路及びマンホールポンプ施設の移設工事費でございますけれども、これに関しましては、県道岩野辺山崎線、蔦沢の県道なんですけれども、これに関しまして平成29年度に実施が予定されておりました改良工事につきまして、上下水道とも工事の支障となるということで、移設の予算を計上していたわけなんですけれども、県道岩野辺山崎線の改良工事が今年発注ということに予定されていたわけなんですけれども、今年度の発注が見送られたということで、それに合わせて工事費を減額しております。ただし、平成30年度には再度移設の工事費は計上しとるんですけども。

以上です。

飯田委員長 よろしいですか。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 素麺前処理槽変更工事補助金の部分、これは皆減になつとるんですけど、普及率は把握してますか。

田中一郎副委員長 坂井課長。

坂井上下水道課長 今のところ全部でしなくてはいけない件数が108件今あるんですけども、それで、その中で平成23年度から29年度までかけて、今年1件だけ一宮の神戸地区であったんですけども、それで、この平成29年度までに62件やってます。済みません。62件やっておりまして、それで未実施が、今、済みません、108

件というのは未実施です。未実施が108件まだ残っているということになってます。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 これって補助金が90万円ということは、見込んだるのは、何件あたりを見込んでの補助金の設定だったんですか。

田中一郎副委員長 坂井課長。

坂井上下水道課長 一応各予算、特環とかコミプラとか、それから農集で、毎年数件ずつ決まった枠では計上はしとんです。それでたまたま今年は特定環境保全公共下水道の神戸地区だけ1件申請があって、あとコミプラと農集に関しては、予算計上はしておったんですけども、申請がなかったということです。済みません、一応1件30万で計上しておるんで、90万で3件分です。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 そこで疑問が湧くのは、未実施が108件あるんですね。これがプラントに何らかの影響があるのかどうか、どういう状況なのか。

田中一郎副委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 失礼します。

この排水の変更工事というのは、今ある浄化槽を今持っておられるわけですね。浄化槽を持っておられることが負担になるということで、もう山崎町と同じようなまですにしてくれということで、地元要望、素麺組合の方から要望がありましてやっております事業でございます。

つまり、ええ水が出よるわけですね。そこからは。ところが、その方にとって、事業所の方にとっては大変な負担になると。電気代も要るしということで、市としては今のまま使っていただいたほうが負担はないんです。極端なことを言いますと、この数字が進めば進むほど処理場に負荷がかかる。しかし、処理場はもともとそれが入ってもええように設計されてますんで、問題はないです。

それから、ちなみに、この状態を何とか波賀と千種が使っていたら、千種と波賀はそのまま入れております。ということで、今のところ千種は1件だけはしていただきました。その事業で。千種というのは結局、千種と波賀は前処理槽も沈殿槽もないんですね。もともと別に法的にはそのまま入れても問題ないわけなんです。ただ、より環境にええということで、山崎は沈殿槽、一宮は前処理槽という、もっとええもんを町の方針でやられとるわけですね。

以上です。

飯田委員 ということは、素麺業界自体がある意味の自助努力ということでやっとな



て部分が多いということか。

田中一郎副委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 そうなんです。これね、いいますのがもう、お金やっぱりね、2分の1の補助は出すんですけど、あと2分の1は自分が持たなあかんのんと、それからやっぱり後継者問題がありますわね。そないまでしてお金使わんでもええんちゃうぐらいいう問題もあります。それで、それが伸びん原因みたいですよ。

それから、もう一つは、水道料金、それをすることによって下水道料金は上がるんですわ。前処理層を流されとう方は基本料金しかもろとらんのですよ。何でかいうたら、きれいな水が流れよるわけやから、基本料金だけでええですよという考え方なんです。だから、下水道料金が値上げするんと比較されて、いろんなことされて、つながへん方もおられるということなんですわ。

飯田委員長 他に。

東委員。

東委員 その他で、予算とは関係ないんです。補正とは関係ないんやけど、今話題になっとる公共やコンプラや、それから農排や合併も入れて、全部ひっくるめて接続率何%かまた今度教えてくださいね。今日じゃなくてもええけども。各旧町ごと、全体と旧町ごとにまた。

福岡建設部次長 次回の委員会の時に提出します。

飯田委員長 それでは、分科会の付託案件審査については終了します。

暫時休憩します。

午後 3時28分休憩

---

午後 4時02分再開

飯田委員長 会議を再開します。

それでは、最後の締めにかかります。

まず、第79回宍粟市議会定例会付託案件審査に入ります。予算決算常任委員会総務経済分科会のほうの採決から入っていきたいと思います。分科会のほうです。

まず、第24号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の関係部分についてのところに入ります。

まず、委員の自由討議があればお願いいたします。自由討議はありませんか。

（「なし」の声あり）

飯田委員長 それでは、討論ありましたら。ありません。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、補正予算(第6号)の関係部分についての賛否を挙手でお願いしたいと思います。

第24号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)の関係部分について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 6人です。全会一致やね。

続きまして、建設部関係の第27号議案、平成29年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての自由討議、ありましたら。ございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第27号議案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

飯田委員長 6名。はい。

それでは、続きまして、第28号議案、平成29年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についての自由討議、ありますか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 よろしいですか。討論ありません。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第28号議案、平成29年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

飯田委員長 6名全員です。特に意見は、まあまあ出てないということはないですね。

それでは、総務経済分科会のほうを終わります。

(午後 4時06分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会総務経済分科会 委員長 飯 田 吉 則